# こくほはこだて

## (令和 2 年度(2020年度)版)



函館市市民部国保年金課

## ] 次

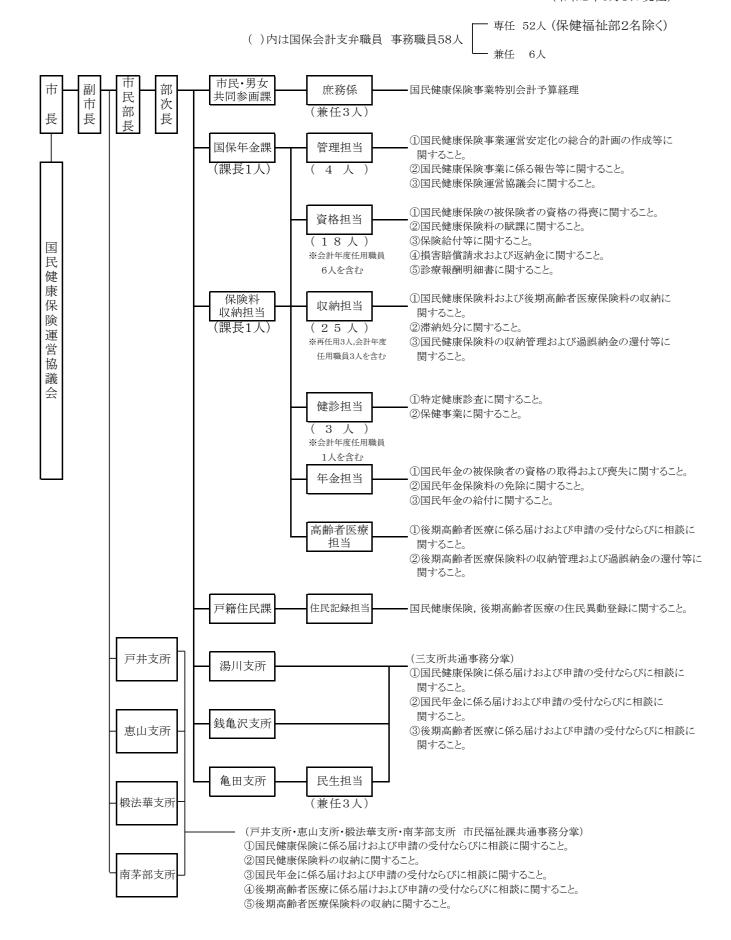
	<b>&amp;構および事務分掌 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</b>	1
函館市	f国民健康保険運営協議会 ······	2
被保	The state of the s	
(1)	被保険者の推移および加入割合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
(2)	退職被保険者等の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
(3)	国保加入者(一般・退職被保険者等)の割合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
(4)	被保険者の異動状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
(5)	年齢階層別被保険者数の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
(6)	令和元年度世帯別構成の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
(7)	介護保険第2号被保険者の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
保	<b>険</b> 料	
(1)	年度別賦課割合と料率の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
(2)	年度別軽減状況(医療給付費分)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
(3)	年度別保険料算定額の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
(4)	年度別保険料賦課の状況(医療給付費分および後期高齢者支援金等分)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
(5)	年度別所得段階別世帯数の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
(6)	年度別収納状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
(7)	年度別保険料の納付区分別収納状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
(8)	年度別滞納世帯等の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
(9)	年度別短期被保険者証および資格証明書交付状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
保隙		
(1)	療養諸費費用額負担区分(令和元年度実績)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
(2)	療養諸費費用額負担割合 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	11
(3)	療養諸費費用額の診療科目別等構成比・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
(4)	一人当たり療養諸費費用額, 医療給付費および保険給付費の推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
(5)	年度別療養諸費給付状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
(6)	年度別,診療科目別療養給付(診療費)の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
(7)	年度別療養費等の支給状況(支給項目別) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
(8)	年度別高額療養費の支給状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
(9)	年度別高額介護合算療養費の支給状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
(10)	年度別出産育児一時金・葬祭費の支給状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
(11)	年度別第三者納付金および返納金の収納状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17

### 保健事業

(1) 特定健康診査・特定保健指導の実施 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
(2) 脳ドック ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
(3) データヘルス計画(第2期) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
(4) 疾病上位(件数) ************************************	22
(5) 疾病上位(年齢階層別·受診率) ······	22
(6) 年度別医療費通知の実施状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
納付金等	
(1) 国民健康保険事業費納付金 ······	23
保険財政	
(1) 令和元年度国民健康保険事業特別会計決算状況 ·····	24
(2) 令和元年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算図表 ••••••	26
(3) 年度別科目別決算状況 ••••••	27
(4) 年度別被保険者一人当たり諸費決算状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28
(5) 年度別国保財政安定化支援事業状況 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	29
(6) 年度別国庫支出金および道支出金の交付状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	29
(7) 年度別一般会計繰入金の繰入状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	29
国保事業のあゆみ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	30
医療費改正の変遷 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	41

#### 事務機構および事務分掌

(令和2年8月1日現在)



### 函館市国民健康保険運営協議会

委員の構成	被保険者代表	4人	
	保険医または保険薬剤師代表	4人	計13人
	八光學主	4 1	

 公益代表
 4人

 被用者保険等保険者代表
 1人
 \_\_

令和元年度開催回数 2回

### 函館市国民健康保険運営協議会委員名簿

任 期 平成31年(2019年)1月1日~令和3年(2021年)12月31日

(令和2年8月1日現在)

区分	氏 名	職業または役職等	備考
被	河 内 昌 子	公募	
保険	奥 寺 千惠子	公募	
者代	芹 澤 伸 子	公募	
表	長 浜 容 子	公募	
保険医	恩村宏樹	函館市医師会副会長	
保険医または保険薬剤師代表	本 橋 雅 壽	函館市医師会理事	
除藥剤	椿田恵三	函館歯科医師会副会長	
師 代 表	神 田 一 仁	函館薬剤師会副会長	
	五十嵐 陽 子		会長
公益	小 林 八重子	行政書士	副会長
代表	小谷野 千代子	函館市女性会議監事	
	白 幡 俊 一	函館短期大学教授	
保険者代表	木暮丈敬	北海道都市職員共済組合事務局次長	

(敬称略)

### 被保険者

### (1)被保険者の推移および加入割合

	全	市	国 保 被 保 険 者						
年度	年度末現在 A		年度末現在 B		年 間	平 均	加入割合(B÷A)		
	世帯数	人口	世帯数	被保険者数	世帯数	被保険者数	世帯数	被保険者数	
平成	世帯	人	世帯	人	世帯	人	%	%	
27	143,210	266,773	43,706	66,419	44,682	68,316	30.52	24.90	
28	142,974	263,706	41,554	62,211	42,826	64,499	29.06	23.59	
29	142,389	260,174	40,005	59,061	40,894	60,670	28.10	22.70	
30	141,807	256,772	38,632	56,280	39,367	57,702	27.24	21.92	
<sup>令和</sup> _元	141,221	253,340	37,448	53,976	38,213	55,340	26.52	21.31	

#### (2) 退職被保険者等の推移

(2)											
		ì	退職 被保	険 者 等 数	效						
年度	年 度 末	現 在		年間平均							
		本 人	被扶養者		被扶養者						
平成	人	人	人	人	人	人					
27	2,177	1,840	337	2,585	2,151	434					
28	1,227	1,069	158	1,637	1,408	229					
29	430	390	40	804	710	94					
30	126	121	5	254	237	17					
<sup>令和</sup> 元	7	7	0	50	49	1					

### (3) 国保加入者(一般・退職被保険者等)の割合

	国保被保	国保被保険者数(年間平均)											
欠英		一般被保	以除者数			退職被保	険者等数						
年度			構成比	前期高齢	者(再掲)		構成比						
				構成比			作及工						
平成	人	人	%	人	%	人	%						
27	68,316	65,731	96.22	28,670	41.97	2,585	3.78						
28	64,499	62,862	97.46	28,593	44.33	1,637	2.54						
29	60,670	59,866	98.67	28,335	46.70	804	1.33						
30	57,702	57,448	99.56	27,656	47.93	254	0.44						
令和元	55,340	55,290	99.91	27,226	49.20	50	0.09						

## (4)被保険者の異動状況

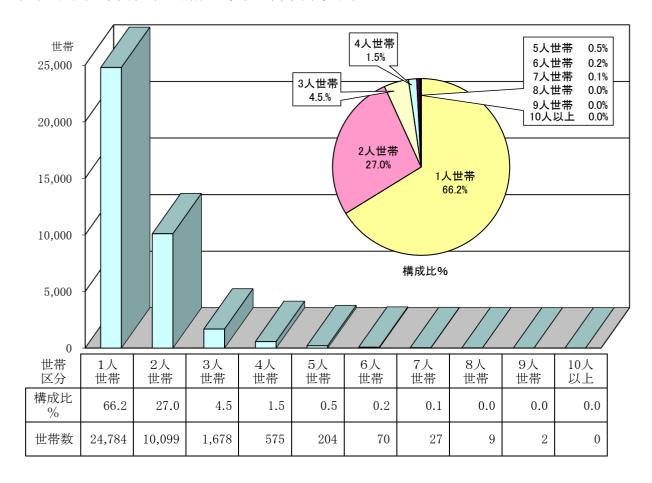
			増	(取	得)			減 (喪 失)							差引
年度	転入	社保 離脱	生保 廃止	出生	後期 離脱	その他	合計	転出	社保 加入	生保開始	死亡	後期 加入	その他	合計	増減
平成	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
27	1,673	6,856	520	244	2	345	9,640	1,290	6,941	621	526	3,027	671	13,076	△ 3,436
28	1,521	6,432	448	204	2	347	8,954	1,235	7,060	607	502	3,114	644	13,162	△ 4,208
29	1,531	6,730	323	144	4	331	9,063	1,247	6,095	489	469	2,878	1,035	12,213	△ 3,150
30	1,483	6,472	303	139	6	290	8,693	1,173	5,574	518	468	3,312	429	11,474	△ 2,781
<sup>令和</sup> 元	1,445	6,533	275	114	4	280	8,651	1,217	5,523	511	437	2,731	536	10,955	△ 2,304

### (5) 年齢階層別被保険者数の状況

区分	全	体		被保	険 者		
年齢	人口	構成比	一般被保険者	退職 被保険者等	計	構成比	加入割合
0~4 歳	人 7,012	% 3.39	人 720	人 0	人 720	% 1.33	% 10.27
5~9	8,285	4.00	957	0	957	1.77	11.55
10~14	9,039	4.36	1,075	0	1,075	1.99	11.89
15~19	10,076	4.86	1,198	0	1,198	2.22	11.89
20~24	9,547	4.61	1,136	0	1,136	2.11	11.90
25~29	9,726	4.70	1,116	0	1,116	2.07	11.47
30~34	10,857	5.24	1,515	0	1,515	2.81	13.95
35~39	13,240	6.39	2,010	0	2,010	3.72	15.18
40~44	15,933	7.69	2,457	0	2,457	4.55	15.42
45~49	18,848	9.10	3,004	0	3,004	5.57	15.94
50~54	16,911	8.16	2,953	0	2,953	5.47	17.46
55~59	16,475	7.95	3,322	0	3,322	6.16	20.16
60~64	17,438	8.42	5,258	7	5,265	9.75	30.19
65~69	21,477	10.37	11,585	0	11,585	21.46	53.94
70~74	22,277	10.76	15,663	0	15,663	29.02	70.31
合 計	207,141	100.00	53,969	7	53,976	100.00	26.06

<sup>※</sup> 令和元年度末現在

#### (6) 令和元年度世帯別構成の状況 (年度末現在)



### (7)介護保険第2号被保険者の状況

区分	国保被	保険者		介 護 保	k 険 第	2 号被 6	呆 険 者		
	年度末現在 A 世帯数 被保険者数		年度末	年度末現在 B		平均	加入割合(B÷A)		
年度			世帯数	被保険者数	世帯数 被保険者数		世帯数	被保険者数	
平成	世帯	人	世帯	人	世帯	人	%	%	
27	43,706	66,419	19,770	22,906	20,178	23,952	45.23	34.49	
28	41,554	62,211	17,734	20,778	18,615	21,917	42.68	33.40	
29	40,005	59,061	16,635	19,314	17,147	20,001	41.58	32.70	
30	38,632	56,280	15,757	18,139	16,220	18,750	40.79	32.23	
令和元	37,448	53,976	14,857	17,001	15,384	17,658	39.67	31.50	

### 保 険 料

### (1) 年度別賦課割合と料率の状況

	税		則	武課割合	<b>}</b>			料	率	賦課例	良度額						
年度	料	納期 回数	応能	応	益	区 分	応能	応	益	正松士	国の						
	別		所得割	均等割	平等割		所得割	均等割	平等割	函館市	基準						
平成							%	円	円	千円	千円						
						医療給付費分	9.72	22,130	23,480	520	520						
27	料	10回	50%	30%	20%	後期高齢者支援金等分	3.87	8,480	9,000	170	170						
						介護納付金分	3.21	8,880	7,100	160	160						
						医療給付費分	10.15	22,390	23,340	540	540						
28	料	10回	50%	30%	20%	後期高齢者支援金等分	4.14	8,910	9,260	190	190						
						介護納付金分	3.23	8,770	6,940	160	160						
				30%	30%	30%			医療給付費分	10.47	22,980	23,700	540	540			
29	料	10回	50%				30%	30%	30%	30%	30%	30%	20%	20%	後期高齢者支援金等分	3.81	8,320
						介護納付金分	3.87	9,990	7,820	160	160						
						医療給付費分	10.01	22,250	22,740	580	580						
30	料	10回	50%	30%	20%	後期高齢者支援金等分	3.25	7,230	7,390	190	190						
						介護納付金分	2.74	7,540	5,840	160	160						
令和						医療給付費分	10.50	23,520	23,790	610	610						
元	料	10回	50%	30%	20%	後期高齢者支援金等分	3.18	7,160	7,240	190	190						
			介護納付金分	2.56	7,110	5,460	160	160									

<sup>※</sup> 納期は6月~3月。

### (2) 年度別軽減状況(医療給付費分)

年度	区分		軽減対象		総数に占	める割合
十段	区の	世帯数	被保険者数	保険料軽減額	世帯	被保険者
平成	7 生	世帯	人	円 707 206 421	42.00	%
	7割	19,727	25,322	707,386,421	43.09	35.95
27	5割	6,970	12,556	216,630,395	15.23	17.83
	2 割	5,008	9,231	63,205,844	10.94	13.11
	計	31,705	47,109	987,222,660	69.26	66.89
	7割	18,600	23,486	664,860,210	42.25	35.15
28	5 割	7,003	12,367	216,065,985	15.91	18.51
20	2 割	4,963	8,882	61,808,962	11.27	13.29
	計	30,566	44,735	942,735,157	69.43	66.95
	7 割	17,959	22,471	652,304,338	42.82	35.86
29	5 割	6,833	11,738	211,450,510	16.29	18.73
29	2 割	4,831	8,581	60,976,370	11.52	13.70
	計	29,623	42,790	924,731,218	70.63	68.29
	7 割	18,057	22,606	632,564,359	44.56	37.82
30	5 割	6,798	11,528	200,852,370	16.78	19.29
30	2 割	4,690	8,059	55,931,806	11.57	13.49
	計	29,545	42,193	889,348,535	72.91	70.60
令和	7 割	17,428	21,588	637,976,094	43.01	36.12
元	5 割	6,682	11,133	205,243,495	16.49	18.63
ノレ	2 割	4,580	7,760	56,884,596	11.30	12.99
	計	28,690	40,481	900,104,185	70.80	67.73

<sup>※</sup> 料率欄の所得割は、課税総所得金額(基礎控除後)に賦課する料率。

<sup>※</sup> 均等割は、加入者一人当たり額、平等割は、加入世帯一世帯当たり額。

### (3) 年度別保険料算定額の状況

		~~~	算定象	頁 内 訳		В	С	D	調定額
年度	区分	所得割	均等割	平等割	計 A	保険料 軽減額	限度額を 超える額	増減額等	A-(B+C+D)
平成	1.1	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	医療	2,951,908	1,558,328	1,038,268	5,548,504	992,116	369,126	144,652	4,042,610
27	後期	1,175,297	597,136	397,974	2,170,407	380,218	183,503	57,108	1,549,578
	介護	439,842	223,723	149,909	813,474	132,722	57,414	38,573	584,765
	医療	2,914,068	1,496,301	994,426	5,404,795	942,495	380,368	178,518	3,903,414
28	後期	1,188,595	595,446	394,534	2,178,575	374,586	182,092	72,876	1,549,021
	介護	395,407	203,490	135,739	734,636	118,119	46,779	40,936	528,802
	医療	2,775,987	1,440,180	960,072	5,176,239	923,600	336,138	151,149	3,765,352
29	後期	1,010,173	521,423	347,572	1,879,168	334,383	127,681	66,318	1,350,786
	介護	427,967	210,549	140,369	778,885	125,495	68,028	48,439	536,923
	医療	2,561,609	1,330,528	888,329	4,780,466	865,413	294,072	113,519	3,507,462
30	後期	831,692	432,346	288,704	1,552,742	281,229	94,342	36,033	1,141,138
	介護	281,943	147,694	98,445	528,082	93,803	28,823	13,612	391,844
令和	医療	2,576,465	1,337,558	893,398	4,807,421	903,194	310,467	64,521	3,529,239
元	後期	780,301	407,182	271,882	1,459,365	274,915	90,796	18,593	1,075,061
	介護	252,273	130,995	87,322	470,590	84,344	29,242	12,798	344,206

### (4) 年度別保険料賦課の状況 (医療給付費分および後期高齢者支援金等分)

年度	調定額			一世帯	当たり	一人当たり	
十尺	総	額	前年比	調定額	前年比	調定額	前年比
平成 27	5,59	円 2,188,028	91.64	円 125,155	% 94.44	円 81,858	95.93
28	5,45	2,435,236	97.50	127,316	101.73	84,535	103.27
29	5,11	6,137,680	93.83	125,107	98.27	84,327	99.75
30	4,64	8,599,430	90.86	118,084	94.39	80,562	95.54
<sup>令和</sup> 元	4,60	4,300,009	99.05	116,958	99.05	79,794	99.05

### (5) 年度別所得段階別世帯数の状況 (保険料確定賦課時)

(単位:世帯,%)

年度	区分	所得の	33万円	33万円	50万円 ~	100万円	150万円	200万円	300万円	合計
十及	<b>卢</b> 刀	無い世帯	以下	~ 50万円	100万円	150万円	~ 200万円	~ 300万円	以上	`□`≣
平成 27	世帯数	15,027	4,550	2,503	8,747	5,816	3,550	2,796	2,286	45,275
21	割合	33.18	10.05	5.53	19.32	12.85	7.84	6.18	5.05	100.00
28	世帯数	16,541	4,482	2,503	6,776	5,631	3,127	2,518	2,121	43,699
20	割合	37.84	10.26	5.73	15.51	12.89	7.16	5.76	4.85	100.00
29	世帯数	15,786	4,325	2,437	6,464	5,254	2,845	2,238	2,062	41,411
29	割合	38.13	10.44	5.88	15.61	12.69	6.87	5.40	4.98	100.00
30	世帯数	16,095	4,600	2,512	6,270	5,142	2,694	2,143	2,118	41,574
30	割合	38.72	11.06	6.04	15.08	12.37	6.48	5.16	5.09	100.00
令和 元	世帯数	15,035	4,329	2,306	5,979	4,935	2,491	2,004	1,959	39,038
<i>)</i> L	割合	38.51	11.09	5.91	15.32	12.64	6.38	5.13	5.02	100.00

(6) 年度別収納状況

27		度 一般 一	· 区 分  医 療 給 付 分 後期高齢者支援金等分 介 護 納 付 金 分 計 医 療 給 付 分 後期高齢者支援金等分 分 護 納 付 金 分 計 財	調定額 円 3,859,458,124 1,478,910,939 522,953,284 5,861,322,347 183,151,968 70,666,997 61,811,466 315,630,431 6,176,952,778 3,040,983,442 107,551,677	収納済額 円 3,388,761,823 1,297,550,065 435,908,440 5,122,220,328 176,845,923 68,233,200 59,695,821 304,774,944 5,426,995,272 336,261,973	収納率 87.80 87.74 83.36 87.39 96.56 96.56 96.58 96.58	不納欠損額 円 0 0 0 0 0 0 0 0	収入未済額 470,696,301 181,360,874 87,044,844 739,102,019 6,306,045 2,433,797
27	帯繰	退職一場	後期高齢者支援金等分介 護 納 付 金 分計	3,859,458,124 1,478,910,939 522,953,284 5,861,322,347 183,151,968 70,666,997 61,811,466 315,630,431 6,176,952,778 3,040,983,442	3,388,761,823 1,297,550,065 435,908,440 5,122,220,328 176,845,923 68,233,200 59,695,821 304,774,944 5,426,995,272	87.80 87.74 83.36 87.39 96.56 96.56 96.58	0 0 0 0 0	470,696,301 181,360,874 87,044,844 739,102,019 6,306,045 2,433,797
27 	帯繰	退職一場	後期高齢者支援金等分介 護 納 付 金 分計	1,478,910,939 522,953,284 5,861,322,347 183,151,968 70,666,997 61,811,466 315,630,431 6,176,952,778 3,040,983,442	1,297,550,065 435,908,440 5,122,220,328 176,845,923 68,233,200 59,695,821 304,774,944 5,426,995,272	87.74 83.36 87.39 96.56 96.56 96.58	0 0 0 0	181,360,874 87,044,844 739,102,019 6,306,045 2,433,797
27 	帯繰	退職一場	介護納付金分       計       医療給付分       後期高齢者支援金等分介護納付金分計       計       設被保険者       裁被保険者等	522,953,284 5,861,322,347 183,151,968 70,666,997 61,811,466 315,630,431 6,176,952,778 3,040,983,442	435,908,440 5,122,220,328 176,845,923 68,233,200 59,695,821 304,774,944 5,426,995,272	83.36 87.39 96.56 96.56 96.58	0 0 0	87,044,844 739,102,019 6,306,045 2,433,797
27 	帯繰	一	計 医療給付分 後期高齢者支援金等分 介護納付金分 計 計 般被保険者 裁被保険者等	5,861,322,347 183,151,968 70,666,997 61,811,466 315,630,431 6,176,952,778 3,040,983,442	5,122,220,328 176,845,923 68,233,200 59,695,821 304,774,944 5,426,995,272	87.39 96.56 96.56 96.58	0 0 0	739,102,019 6,306,045 2,433,797
27 	帯繰	一	医療給付分 後期高齢者支援金等分介護納付金分 計 計 設被保険者 裁被保険者等	183,151,968 70,666,997 61,811,466 315,630,431 6,176,952,778 3,040,983,442	176,845,923 68,233,200 59,695,821 304,774,944 5,426,995,272	96.56 96.56 96.58	0	6,306,045 2,433,797
27 	帯繰	一	後期高齢者支援金等分 介 護 納 付 金 分 計 計 般 被 保 険 者 钱 被 保 険 者 等	70,666,997 61,811,466 315,630,431 6,176,952,778 3,040,983,442	68,233,200 59,695,821 304,774,944 5,426,995,272	96.56 96.58		2,433,797
N E		一	介護納付金分       計       計       設被保険者       t、被保険者等	61,811,466 315,630,431 6,176,952,778 3,040,983,442	59,695,821 304,774,944 5,426,995,272	96.58	0	
B		退職	計 計 設被保険者 裁被保険者等	315,630,431 6,176,952,778 3,040,983,442	304,774,944 5,426,995,272	06 56		2,115,645
B		退職	股 被 保 険 者 我 被 保 険 者 等 計	3,040,983,442		90.00	0	10,855,487
B		退職	我		226 261 072	87.86	0	749,957,506
B			計	107,551,677	აა <del>ი,∠ი1,9</del> 73	11.06	1,027,760,100	1,676,961,369
	田左	<b>一般</b>			16,399,868	15.25	40,007,890	51,143,919
	租左	一般	合 計	3,148,535,119	352,661,841	11.20	1,067,767,990	1,728,105,288
	租左	一般		9,325,487,897	5,779,657,113	61.98	1,067,767,990	2,478,062,794
	租左	約	医療給付分	3,786,111,028	3,405,466,830	89.95	316,417	380,327,78
	珀仁		後期高齢者支援金等分	1,502,388,506	1,350,697,629	89.90	125,894	151,564,98
	坦左	/12	介護納付金分	490,898,479	421,060,029	85.77	17,879	69,820,57
			計	5,779,398,013	5,177,224,488	89.58	460,190	601,713,33
28	現年		医療給付分	117,303,231	113,244,819	96.54	0	4,058,412
28		退職	後期高齢者支援金等分	46,632,471	45,010,602	96.52	0	1,621,869
		_ 175	介護納付金分	37,903,992	36,588,133	96.53	0	1,315,859
ı			計 割.	201,839,694	194,843,554	96.53	0	6,996,14
<b>⊢</b>			計 如 伊 於 老	5,981,237,707	5,372,068,042	89.82	460,190	608,709,475
37	世纪		般     被     保     険     者       *     被     保     険     者     等	2,379,788,917	281,315,765	11.82	938,274,911	1,160,198,24
竹	滞繰	退職		63,265,025	12,528,606	19.80	25,729,410	25,007,009
			計 合 計	2,443,053,942	293,844,371	12.03	964,004,321	1,185,205,250
_				8,424,291,649 3,707,838,284	5,665,912,413	67.26 91.38	964,464,511	318 837 26
			医療給付分 後期高齢者支援金等分	1,329,985,581	3,388,356,204 1,218,755,600	91.38	644,820 245,182	318,837,260 110,984,799
		一般	依期尚即有又恢筮等分 介 護 納 付 金 分	516,717,600	453,138,604	91.64 87.70	29,868	63,549,128
			計	5,554,541,465	5,060,250,408	91.10	919,870	493,371,18
Ŧ	現年		医療給付分	57,514,219	56,297,070	97.88	919,670	1,217,149
	)u [	\p	後期高齢者支援金等分	20,799,596	20,357,539	97.87	0	442,05
29		退職	介護納付金分	20,205,150	19,765,161	97.82	0	439,989
			計	98,518,965	96,419,770	97.87	0	2,099,19
			計	5,653,060,430	5,156,670,178	91.22	919,870	495,470,38
F		<u> </u>	般 被 保 険 者	1,749,717,480	254,244,441	14.53	660,045,178	835,427,86
7	滞繰			32,385,099	8,887,685	27.44	13,873,926	9,623,48
			計	1,782,102,579	263,132,126	14.77	673,919,104	845,051,34
			合 計	7,435,163,009	5,419,802,304	72.89	674,838,974	1,340,521,73
			医療給付分	3,491,702,524	3,230,599,596	92.52	375,473	260,727,45
		一般	後期高齢者支援金等分	1,136,005,929	1,049,580,846	92.39	124,573	86,300,51
		川又	介護納付金分	387,514,906	345,167,940	89.07	27,466	42,319,50
			計	5,015,223,359	4,625,348,382	92.23	527,512	389,347,46
¥	現年		医療給付分	15,758,990	15,351,192	97.41	0	407,79
00		退職	後期高齢者支援金等分	5,131,987	4,991,914	97.27	0	140,07
30			介護納付金分	4,329,224	4,174,928	96.44	0	154,29
			計 計	25,220,201	24,518,034	97.22	527 512	702,16
F		_	町       股 被 保 険 者	5,040,443,560	4,649,866,416	92.25	527,512 503 509 884	390,049,633
3/	滞繰			1,322,842,511 11,665,160	230,636,327 2,914,209	17.43 24.98	503,509,884 4,985,053	588,696,30 3,765,89
11	巾袱	此作	計	1,334,507,671	233,550,536	17.50	4,985,053	592,462,19
			合計	6,374,951,231	4,883,416,952	76.60	508,494,937	982,511,83
令和			医療給付分	3,525,900,883	3,271,142,850	92.77	148,637	254,609,39
		дн	後期高齢者支援金等分	1,074,037,552	995,698,805	92.71	45,193	78,293,55
		一般	介護納付金分	343,417,357	307,890,200	89.65	16,360	35,510,79
			計	4,943,355,792	4,574,731,855	92.54	210,190	368,413,74
Ŧ	現年		医療給付分	3,338,106	3,327,717	99.69	0	10,38
	·	退職	後期高齢者支援金等分	1,023,468	1,020,319	99.69	0	3,14
元		赵聝	介 護 納 付 金 分	788,153	783,228	99.38	0	4,92
			計	5,149,727	5,131,264	99.64	0	18,46
			計	4,948,505,519	4,579,863,119	92.55	210,190	368,432,21
		<u> </u>	般 被 保 険 者	971,673,260	203,335,679	20.93	298,769,565	469,568,01
沒	滞繰	退職		4,469,130	1,728,810	38.68	1,213,376	1,526,94
L			計	976,142,390	205,064,489	21.01	299,982,941	471,094,96
			合計 付未済額を含む。	5,924,647,909	4,784,927,608	80.76	300,193,131	839,527,170

<sup>※</sup> 収納額には、還付未済額を含む。

### (7) 年度別保険料の納付区分別収納状況

	調定額			納付	区 分	
年度	(現年度)	収納額	自主納付等	うち, コンビニ分	口座振替	特別徴収
平成	円	円	円	円	円	円
27	6,176,952,778	5,426,995,272 (100.00%)	3,320,388,888 (61.18%)	1,389,220,158 (25.60%)	1,725,790,124 (31.80%)	380,816,260 (7.02%)
28	5,981,237,707	5,372,068,042 (100.00%)	3,212,374,667 (59.80%)	1,411,161,992 (26.27%)	1,765,946,805 (32.87%)	393,746,570 (7.33%)
29	5,653,060,430	5,156,670,178 (100.00%)	3,118,416,848 (60.47%)	1,395,922,878 (27.07%)	1,637,285,160 (31.75%)	400,968,170 (7.78%)
30	5,040,443,560	4,649,866,416 (100.00%)	2,737,795,244 (58.88%)	1,283,172,952 (27.60%)	1,507,560,032 (32.42%)	404,511,140 (8.70%)
<sup>令和</sup> 元	4,948,505,519	4,579,863,119 (100.00%)	2,659,412,007 (58.07%)	1,305,539,758 (28.51%)	1,498,016,972 (32.71%)	422,434,140 (9.22%)

<sup>※</sup> 収納額には、還付未済額を含む。

### (8) 年度別滞納世帯等の状況

年度	調定額	収納額	未収額	収納率	全世帯数	完 納 世帯数	滞 納 世帯数	滞 納 世帯率
平成	円	円	円	%	世帯	世帯	世帯	%
27	6, 176, 952, 778	5, 426, 995, 272	749, 957, 506	87. 86	52, 691	45, 254	7, 437	14. 11
28	5, 981, 237, 707	5, 372, 068, 042	609, 169, 665	89. 82	50, 598	41, 566	9, 032	17. 85
29	5, 653, 060, 430	5, 156, 670, 178	496, 390, 252	91. 22	47, 263	39, 517	7, 746	16. 39
30	5, 040, 443, 560	4, 649, 866, 416	390, 577, 144	92. 25	46, 576	42, 099	4, 477	9. 61
<sup>令和</sup> 元	4, 948, 505, 519	4, 579, 863, 119	368, 642, 400	92. 55	44, 382	40, 271	4, 111	9. 26

<sup>※</sup> 世帯数=年間延べ世帯数

#### (9) 年度別短期被保険者証および資格証明書交付状況(年度末現在)

年度	交付世帯数						
十及	短期被保険者証	資格証明書					
平成	世帯	世帯					
27	634	138					
28	497	113					
29	372	79					
30	303	64					
<sup>令和</sup> 元	244	46					

<sup>※</sup> 括弧内は, 各納付区分の構成比

#### (1) 療養諸費費用額負担区分(令和元年度実績)

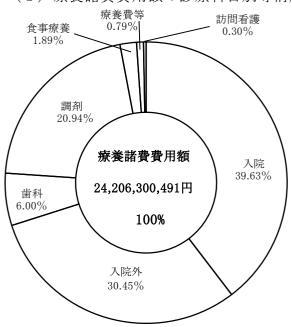
Þ	☑分	費用額	保険者負担分	一部負担金 c	高額療養費 ※高額介護合算分 除く	他法	負担分	給付率	実質一部 負担割合
		a	b		(再掲) d	他法優先 e	国保優先 f	b+d/a-e	c-d/a-e
療		円	円	円	円	円	円	%	%
養	一般	23,991,676,711	17,606,016,637	5,811,153,089	2,751,941,321	0	574,506,985	84.85	12.75
の給	退職	23,043,898	16,113,298	6,380,797	2,748,988	0	549,803	81.85	15.76
付	計	24,014,720,609	17,622,129,935	5,817,533,886	2,754,690,309	0	575,056,788	84.85	12.75
療	一般	191,449,701	142,552,195	48,686,873	0	0	210,633	74.46	25.43
療養費等	退職	130,181	93,874	39,057	0	0	-2,750	72.11	30.00
等	計	191,579,882	142,646,069	48,725,930	0	0	207,883	74.46	25.43
合	一般	24,183,126,412	17,748,568,832	5,859,839,962	2,751,941,321	0	574,717,618	84.77	12.85
	退職	23,174,079	16,207,172	6,419,854	2,748,988	0	547,053	81.80	15.84
計	計	24,206,300,491	17,764,776,004	5,866,259,816	2,754,690,309	0	575,264,671	84.77	12.85

<sup>※</sup> 高額療養費とは、一部負担金中の自己負担限度額を超えた部分であり、保険者が負担する(保険者負担分とは区別される)。

#### (2) 療養諸費費用額負担割合

## 一部負担金 24.23% 高額療養費 (再掲) 11.38% **療養諸費費用額** 24,206,300,491円 100% 保険者負担分 73.39%

#### (3) 療養諸費費用額の診療科目別等構成比



#### (4) 一人当たり療養諸費費用額, 医療給付費および保険給付費の推移

	一人当たり療養諸費費用額		一人当たり医療給付費		給付率	一人当たり保口	険給付費	被保険者数
年度	a/一般+退職	伸率	b+d/一般+退職	伸 率	b+d/a-e	b/一般+退職	伸率	年度平均 (3~2月)
平成	円	%	円	%	%	円	%	人
27	403,065	3.6	336,456	4.1	83.5	295,163	3.6	68,603
28	408,693	1.4	341,952	1.6	83.7	298,380	1.1	64,849
29	419,827	2.7	351,846	2.9	83.8	306,851	2.8	60,932
30	423,133	0.8	355,769	1.1	84.1	309,547	0.9	57,933
<sup>令和</sup> 元	435,898	3.0	369,507	3.9	84.8	319,902	3.3	55,532

- ※ 療養諸費費用額(事業年報ベース)=医療費(総額)
- ※ 医療給付費=(1)療養諸費費用額負担区分のうち、「保険者負担分」+「高額療養費」
- ※ 保険給付費=(1)療養諸費費用額負担区分のうち、「保険者負担分」
- ※ 上記の一人当たり医療給付費・保険給付費は、本市が財務分析等を行う際に参考としている指標
- ※ 上記の一人当たり額を算出する上での被保険者数は、事業年報上の年度平均(3~2月)を使用

### (5) 年度別療養諸費給付状況

				療養	の給	付	
年度	区分		診療	費	調剤等	小	計
十尺	四刀	件 数	日数	費用額	費用額	費 用 額 a	保険者負担額 b
平成	фЛ	件	1 405 204	円 10,000,000,270	円 ( 400 040 120	円 26,106,016,509	円 10 150 012 006
	一般	700,972	1,425,324	19,696,068,370		26,106,016,508	19,159,813,286
27	退職	33,116	66,313	991,582,680	306,657,212	1,298,239,892	908,372,628
	計	734,088	1,491,637	20,687,651,050	6,716,605,350	27,404,256,400	20,068,185,914
	一般	682,767	1,375,145	19,307,783,783	6,099,596,247	25,407,380,030	18,574,528,975
28	退職	20,286	41,154	683,787,980	176,741,110	860,529,090	613,018,422
	計	703,053	1,416,299	19,991,571,763	6,276,337,357	26,267,909,120	19,187,547,397
	一般	658,661	1,316,721	18,940,042,422	6,002,300,973	24,942,343,395	18,240,770,622
29	退職	10,099	20,004	325,731,330	102,440,518	428,171,848	299,371,588
	計	668,760	1,336,725	19,265,773,752	6,104,741,491	25,370,515,243	18,540,142,210
	一般	638,371	1,251,511	18,596,446,328	5,592,643,137	24,189,089,465	17,697,112,248
30	退職	3,463	6,342	87,698,100	37,166,310	124,864,410	87,283,308
	計	641,834	1,257,853	18,684,144,428	5,629,809,447	24,313,953,875	17,784,395,556
令和	一般	619,355	1,202,655	18,398,138,946	5,593,537,765	23,991,676,711	17,606,016,637
元	退職	768	1,226	17,433,920	5,609,978	23,043,898	16,113,298
	計	620,123	1,203,881	18,415,572,866	5,599,147,743	24,014,720,609	17,622,129,935

年度	区分		療養費	療 養 諸 費 の 合 計 (療養の給付+療養費等)		
十尺	四刀	件 数	費 用 額 c	保険者負担額 d	費 用 額 a+c	保険者負担額 b+d
平成	. ந்ரு	件 94.419	円 229.756.469	175 006 402	円 26 244 772 076	円 10.224.910.770
	一般	24,412		175,006,493	26,344,772,976	19,334,819,779
27	退職	1,056	8,428,917	5,900,156	1,306,668,809	914,272,784
	計	25,468	247,185,385	180,906,649	27,651,441,785	20,249,092,563
	一般	23,205	212,381,792	157,661,192	25,619,761,822	18,732,190,167
28	退職	797	6,222,592	4,412,519	866,751,682	617,430,941
	計	24,002	218,604,384	162,073,711	26,486,513,504	19,349,621,108
	一般	22,142	206,579,135	154,211,697	25,148,922,530	18,394,982,319
29	退職	407	3,815,773	2,673,698	431,987,621	302,045,286
	計	22,549	210,394,908	156,885,395	25,580,910,151	18,697,027,605
	一般	21,101	198,320,761	147,772,873	24,387,410,226	17,844,885,121
30	退職	142	1,108,132	792,177	125,972,542	88,075,485
	計	21,243	199,428,893	148,565,050	24,513,382,768	17,932,960,606
令和	一般	20,623	191,449,701	142,552,195	24,183,126,412	17,748,568,832
元	退職	22	130,181	93,874	23,174,079	16,207,172
	計	20,645	191,579,882	142,646,069	24,206,300,491	17,764,776,004

### (6) 年度別,診療科目別療養給付(診療費)の状況

### (イ)入 院

年度	区分	件 数	日数	費用額	受診率	1件当たり	1件当たり	1人当たり	1日当たり
十戌	色刀	计数	口 奴	負 巾 俶	文砂平	日 数	費用額	費用額	費用額
平成	一般	件 19.700	日	円 10 452 220 420	%	日 16.16	円	円	円 24.416
		18,790	303,738	10,453,329,480	28.493	16.16	556,324	158,516	
27	退職	796	12,024	480,105,490	29.947	15.11	603,148	180,627	39,929
	計	19,586	315,762	10,933,434,970	28.550	16.12	558,227	159,373	34,626
	一般	18,287	294,862	10,211,271,163	28.966	16.12	558,390	161,742	34,631
28	退職	521	8,144	346,131,270	30.361	15.63	664,359	201,708	42,501
	計	18,808	303,006	10,557,402,433	29.003	16.11	561,325	162,800	34,842
	一般	17,586	286,097	10,082,551,292	29.280	16.27	573,328	167,869	35,242
29	退職	221	3,113	147,906,020	25.402	14.09	669,258	170,007	47,512
	計	17,807	289,210	10,230,457,312	29.224	16.24	574,519	167,900	35,374
	一般	17,011	273,767	9,781,065,618	29.505	16.09	574,985	169,651	35,728
30	退職	68	868	36,399,920	24.373	12.76	535,293	130,466	41,935
	計	17,079	274,635	9,817,465,538	29.481	16.08	574,827	169,462	35,747
令和	一般	16,360	262,869	9,587,395,386	29.492	16.07	586,027	172,833	36,472
元	退職	12	97	6,384,480	20.000	8.08	532,040	106,408	65,819
	計	16,372	262,966	9,593,779,866	29.482	16.06	585,987	172,761	36,483

### (口)入 院 外

年度	区分	件 数	日数	費用額	受診率	1件当たり	1件当たり	1人当たり	1日当たり
十段	色刀	计 数	口 奴	負 巾 破	文砂平	日 数	費用額	費用額	費用額
平成		件	目	円	%	日	円	円	円
	一般	577,649	894,800	7,697,242,260	875.956	1.55	13,325	116,722	8,602
27	退職	26,886	42,328	431,989,560	1,011.512	1.57	16,067	162,524	10,206
	計	604,535	937,128	8,129,231,820	881.208	1.55	13,447	118,497	8,675
	一般	561,965	860,682	7,568,971,530	890.129	1.53	13,469	119,889	8,794
28	退職	16,476	26,039	289,290,670	960.140	1.58	17,558	168,584	11,110
	計	578,441	886,721	7,858,262,200	891.981	1.53	13,585	121,178	8,862
	一般	539,913	817,293	7,375,787,200	898.926	1.51	13,661	122,803	9,025
29	退職	8,208	13,088	152,648,280	943.448	1.59	18,598	175,458	11,663
	計	548,121	830,381	7,528,435,480	899.562	1.51	13,735	123,555	9,066
	一般	522,028	774,602	7,328,861,780	905.450	1.48	14,039	127,118	9,461
30	退職	2,862	4,335	43,741,060	1,025.806	1.51	15,283	156,778	10,090
	計	524,890	778,937	7,372,602,840	906.029	1.48	14,046	127,261	9,465
令和	一般	503,259	739,712	7,360,876,860	907.231	1.47	14,626	132,695	9,951
元	退職	632	861	9,399,750	1,053.333	1.36	14,873	156,663	10,917
	計	503,891	740,573	7,370,276,610	907.389	1.47	14,627	132,721	9,952

### (ハ)歯 科

年	度	件数	日数	費用額	受診率	1件当たり	1件当たり	1人当たり	1日当たり
						日 数	費用額	費用額	費用額
平成	க்ரு	件 104.599	日	円 1 545 406 620	%	日 0.17	円	円 00 400	円 0.15
	一般	104,533	226,786		158.515	2.17	14,785	23,436	6,815
27	退職	5,434	11,961	79,487,630	204.439	2.20	14,628	29,905	6,646
	計	109,967	238,747	1,624,984,260	160.295	2.17	14,777	23,687	6,806
	一般	102,515	219,601	1,527,541,090	162.379	2.14	14,901	24,196	6,956
28	退職	3,289	6,971	48,366,040	191.667	2.12	14,705	28,185	6,938
	計	105,804	226,572	1,575,907,130	163.154	2.14	14,895	24,301	6,955
	一般	101,162	213,331	1,481,703,930	168.429	2.11	14,647	24,670	6,946
29	退職	1,670	3,803	25,177,030	191.954	2.28	15,076	28,939	6,620
	計	102,832	217,134	1,506,880,960	168.765	2.11	14,654	24,731	6,940
	一般	99,332	203,142	1,486,518,930	172.290	2.05	14,965	25,783	7,318
30	退職	533	1,139	7,557,120	191.039	2.14	14,178	27,086	6,635
	計	99,865	204,281	1,494,076,050	172.380	2.05	14,961	25,790	7,314
令和	一般	99,736	200,074	1,449,866,700	179.795	2.01	14,537	26,137	7,247
元	退職	124	268	1,649,690	206.667	2.16	13,304	27,495	6,156
	計	99,860	200,342	1,451,516,390	179.824	2.01	14,536	26,138	7,245

### (二)合 計(入院·入院外·歯科)

年	度	件 数	日数	費用額	受診率	1件当たり	1件当たり	1人当たり	1目当たり
+	坟	十 数	口 奴	負 巾 破	文砂平	日 数	費用額	費用額	費用額
平成		件	目	円	%	日	円	円	円
	一般	700,972	1,425,324	19,696,068,370	1,062.965	2.03	28,098	298,674	13,819
27	退職	33,116	66,313	991,582,680	1,245.899	2.00	29,943	373,056	14,953
	計	734,088	1,491,637	20,687,651,050	1,070.052	2.03	28,181	301,556	13,869
	一般	682,767	1,375,145	19,307,783,783	1,081.474	2.01	28,279	305,827	14,041
28	退職	20,286	41,154	683,787,980	1,182.168	2.03	33,707	398,478	16,615
	計	703,053	1,416,299	19,991,571,763	1,084.139	2.01	28,435	308,279	14,115
	一般	658,661	1,316,721	18,940,042,422	1,096.635	2.00	28,755	315,342	14,384
29	退職	10,099	20,004	325,731,330	1,160.805	1.98	32,254	374,404	16,283
	計	668,760	1,336,725	19,265,773,752	1,097.551	2.00	28,808	316,185	14,413
	一般	638,371	1,251,511	18,596,446,328	1,107.245	1.96	29,131	322,553	14,859
30	退職	3,463	6,342	87,698,100	1,241.219	1.83	25,324	314,330	13,828
	計	641,834	1,257,853	18,684,144,428	1,107.890	1.96	29,111	322,513	14,854
令和	一般	619,355	1,202,655	18,398,138,946	1,116.518	1.94	29,705	331,665	15,298
元	退職	768	1,226	17,433,920	1,280.000	1.60	22,700	290,565	14,220
	計	620,123	1,203,881	18,415,572,866	1,116.695	1.94	29,697	331,621	15,297

<sup>※</sup> 受診率は、被保険者100人当たりの受診件数を示している。

### (7) 年度別療養費等の支給状況 (支給項目別)

(単位:件,円)

			医 科		IF. TV	A <b>*</b> # * *	ᆲ	イケン六十
年度	区分	入院	入 院 外	小 計 a	歯 科 b	食事療養 c	調 d	移送費 e
平成	件 数	6	234	240	21	(467)	102	1
27	費用額	1,214,130	4,690,845	5,904,975	231,770	_	895,616	128460
21	保険者負担額	847,147	3,334,198	4,181,345	162,782	1,517,560	631,278	128460
	一件当たり費用額	202,355	20,046	24,604	11,037	-	8,781	128460
	件数	3	221	224	35	(495)	153	0
28	費用額	233,150	2,333,608	2,566,758	326,570	-	1,171,510	0
20	保険者負担額	168,402	1,668,173	1,836,575	228,851	2,115,840	825,950	0
	一件当たり費用額	77,717	10,559	11,459	9,331	_	7,657	0
	件数	1	246	247	40	(572)	176	0
29	費用額	416,299	2,498,905	2,915,204	575,090	_	1,698,500	0
23	保険者負担額	317,944	1,794,882	2,112,826	402,848	2,742,290	1,214,064	0
	一件当たり費用額	416,299	10,158	11,802	14,377	-	9,651	0
	件 数	6	223	229	74	(432)	110	1
30	費用額	2,808,040	3,025,396	5,833,436	847,443	_	1,137,370	120,000
30	保険者負担額	2,112,714	2,243,282	4,355,996	595,321	2,082,100	808,104	120,000
	一件当たり費用額	468,007	13,567	25,474	11,452	_	10,340	120,000
令和	件 数	9	296	305	53	(370)	196	3
元	費用額	3,665,501	3,902,624	7,568,125	830,266	_	1,984,539	360,000
	保険者負担額	2,548,928	2,821,765	5,370,693	586,400	1,809,720	1,429,743	360,000
	一件当たり費用額	407,278	13,185	24,814	15,665	_	10,125	120,000

※食事療養cの件数は、療養の給付等における食事療養の不足額を療養費等で差額支給した件数であり、再掲。

(単位:件,円)

				そ	の他			安美弗公乱
年度	区分	鍼灸・ マッサージ	装具	看護料	柔 整 師	その他	小 計 f	療養費総計 a+b+c+d+e+f
平成	件 数	5,641	803	_	18,653	8	25,105	25,469
27	費用額	71,115,215	25,322,666	ı	143,038,667	548,016	240,024,564	247,185,385
21	保険者負担額	52,185,187	18,698,809	1	104,375,572	543,216	175,802,784	182,424,209
	一件当たり費用額	12,607	31,535	-	7,668	68,502	9,561	9,705
	件 数	5,037	724	-	17,828	1	23,590	24,002
28	費用額	59,755,609	22,403,099	-	132,322,388	58,450	214,539,546	218,604,384
40	保険者負担額	43,967,026	16,363,156	-	96,645,213	58,450	157,033,845	162,041,061
	一件当たり費用額	11,863	30,944	-	7,422	58,450	9,095	9,108
	件 数	4,736	751	-	16,599	1	22,087	22,550
29	費用額	56,516,085	25,704,354	-	122,726,345	259,330	205,206,114	210,394,908
29	保険者負担額	41,448,820	18,925,005	-	89,780,212	259,330	150,413,367	156,885,395
	一件当たり費用額	11,933	34,227	-	7,394	259,330	9,291	9,330
	件 数	4,602	733	-	15,494	-	20,829	21,243
30	費用額	58,231,231	23,690,039	-	109,569,374	-	191,490,644	199,428,893
30	保険者負担額	42,727,629	17,519,003	-	80,356,897	-	140,603,529	148,565,050
	一件当たり費用額	12,653	32,319	-	7,072	-	9,193	9,388
令和	件数	4,316	744	-	14,655	3	19,718	20,275
元	費用額	54,984,262	22,945,498	-	102,554,239	352,953	180,836,952	191,579,882
兀	保険者負担額	40,516,367	16,977,614	_	75,242,579	352,953	133,089,513	142,646,069
	一件当たり費用額	12,740	30,841	-	6,998	117,651	9,171	9,449

※食事療養cの件数は再掲のため、療養費総計の件数から除く。

#### (8) 年度別高額療養費の支給状況

年度	区分	件 数	高額療養費	1件当たり 高額療養費	備考
平成		件	円	円	
27	一般	33,613	2,665,472,533	79,299	法定給付
21	退職	1,539	167,322,289	108,721	S50.10.1実施
28	一般	33,774	2,698,374,342	79,895	受領委任払
20	退職	1,062	127,374,342	119,938	H2.7.1実施
29	一般	33,474	2,678,069,185	80,004	70歳未満の現物給付
29	退職	567	63,428,586	111,867	H19.4.1実施
30	一般	35,641	2,661,286,103	74,669	70歳未満の外来
30	退職	170	16,523,918	97,200	診療の現物給付
<sup>令和</sup> 元	一般	47,345	2,751,941,321	58,125	H24.4.1実施
ال ا	退職	29	2,748,988	94,793	

### (9) 年度別高額介護合算療養費の支給状況

年度	区分	件 数	高額介護合算 療養費
平成		件	円
27	一般	65	782,774
21	退職	0	0
28	一般	41	805,204
20	退職	1	17,027
29	一般	42	415,350
23	退職	0	0
30	一般	45	1,042,436
	退職	0	0
<sup>令和</sup> 元	一般	80	1,505,447
<i>)</i> L	退職	0	0

### (10) 年度別出産育児一時金・葬祭費の支給状況

年度		出產育児一時金	葬 祭 費			
平及	件 数	支給額 (1件当たり)	支給総額	件 数	支給額 (1件当たり)	支給総額
平成	件	П	円	件	円	円
27	225	404,000(産科医療補償+16,000)	98,487,686	487	30,000	14,610,000
28	199	404,000(産科医療補償+16,000)	83,977,064	462	30,000	13,860,000
29	135	404,000(産科医療補償+16,000)	58,244,398	441	30,000	13,230,000
30	148	404,000(産科医療補償+16,000)	63,752,741	435	30,000	13,050,000
<sup>令和</sup> _ 元	120	404,000(産科医療補償+16,000)	49,158,716	409	30,000	12,270,000

<sup>※</sup> 平成21年1月出産分から、産科医療補償制度加入医療機関等での出産について加算開始 (平成26年12月出産分まで30,000円加算、平成27年1月出産分以降は16,000円加算)

<sup>※</sup> 平成21年10月から現物給付開始

## (11) 年度別第三者納付金および返納金の収納状況

年度	第三	E 者納付金	返	納金	合 計		
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金額	
平成	件	円	件	円	件	円	
27	28	20,762,647	561	9,983,796	589	30,746,443	
28	45	22,299,983	526	5,217,154	571	27,517,137	
29	20	8,251,026	135	37,268,486	155	45,519,512	
30	11	17,469,354	233	7,040,117	244	24,509,471	
令和元	17	5,443,187	184	10,766,755	201	16,209,942	

### 保 健 事 業

#### (1) 特定健康診査・特定保健指導の実施

#### ① 目的

近年の医療費の伸びの大きな要因が、糖尿病・高血圧症・脂質異常症などの生活習慣病の増加や重症化にあることから、中長期的に医療費適正化を図ることを目的として、平成20年度から生活習慣病の発症につながるメタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した「特定健康診査」と「特定保健指導」の実施が、国保など各医療保険者に義務付けられた。

#### 2 内容

- ・特定健康診査 国保の被保険者で、当該年度中に40歳になる方から75歳未満の方を対象として実施 ※後期高齢者医療制度加入者の健康診査は、広域連合から受託し特定健診に準じ実施
- ・特定保健指導 健診結果に基づき、生活習慣病のリスクに応じて対象者を選定し保健指導を実施

#### ③ 実施計画

6年を1期として,具体的な実施方法・目標等を定めた実施計画を策定 (平成30年4月 第3期実施計画策定)

#### ④ 実施方法

#### • 特定健康診査

区分	健診場所	令和	口元年度	備考
		月 13:00~15:00		祝日を除く
		火	8:30~10:30	2月・3月各1回
		(2月・3月のみ)	13:00~15:00	2月 3月 任1回
集団健診	医師会健診検査センター	火(月1回)	17:30~19:00	
<b>米凹</b>	医叩去健砂快重ビング	水・金		祝日を除く
		木(2月・3月のみ)	8:30~10:30	2月·3月各1回
		土 (月1回)	0.30 - 10.30	7月・2月各2回, 3月4回
		日(月1回)		10月・3月各2回
巡回健診	町会館等	市内58回		
心凹陡的	地域会館等	東部4支所管内	1 1 回	-
個別健診	市内委託契約医療機関	101医療機関		

#### ・特定保健指導 保健福祉部に業務を委任し実施

#### ⑤ 実施人数

り 大心八変	^							
区 分		特定健康診査		特定保健指導				
本人負担額	į	なし		なし				
年 度	対象者数	受診者数	受診率	対象者数	指導終了者数	実施率		
平成	人	人	%	人	人	%		
27	47,747	14,220	29.8	1,744	269	15.4		
28	45,351	13,403	29.6	1,526	341	22.3		
29	43,663	13,444	30.8	1,598	263	16.5		
30	41,858	13,191	31.5	1,506	216	14.3		
<sup>令和</sup> 元	40,302	11,822	29.3	1,413	157	11.1		

<sup>※</sup>令和元年度数値は見込み

#### (2) 脳ドック <開始年度:平成12年度>

, ,,,, , ,		
年 度	定員	受診者数
平成	人	人
27	370	364
28	380	376
29	380	380
30	380	373
<sup>令和</sup> 元	380	332

- 1. 本人負担額
  - 8,000円
- 2. 要 件
  - ・40歳以上(当該年度の4月1日時点)
  - ・保険料の滞納がないこと
- ・過去5年度に国保脳ドックを受診していないこと (平成24年度から)
- ・前年度の特定健康診査を受診していること (平成25年度から)

#### (3) データヘルス計画(第2期)

#### ① 策定の趣旨

国民健康保険加入者の健康の保持増進と医療費の適正化を図ることを目的に、健診データやレセプト データを活用しながら効果的かつ効率的な保健事業を進めていくための実施計画「データへルス計画」を 平成27年度に策定し、平成30年度には、これに次ぐ第2期データへルス計画を策定した。

本計画では、函館市国保の健康課題である「生活習慣病の発症や重症化」、「医療費の増大」を解決するために、5つの個別事業をかかげ、健康・医療情報を活用してPDCAサイクルに沿った事業展開を図るものである。

#### ② 個別事業名称

- · 特定健康診査未受診者対策事業
- 健診要医療判定者受診勧奨事業
- · 健診要医療判定者重症化予防事業
- 糖尿病性腎症重症化予防事業
- ・ジェネリック医薬品普及促進事業

#### ③ 計画期間

平成30年度(2018年度)から令和5年度(2023年度)までの6年間

#### ④ 実施事業実績

#### • 特定健康診査未受診者対策事業

#### 目 的

被保険者の生活習慣病の予防等に関する健康意識の向上に努めるとともに、特定健康診査未受診者に対する効果的な受診勧奨を実施することにより、被保険者の健康保持と特定健康診査の受診率向上を図る。

#### 実施内容

未受診者への直接的・継続的な働きかけが受診へと結びつくことから、受診勧奨については力を入れることとし、未受診者全員に対する勧奨はがきの送付と、送付後における個別電話勧奨を実施した。

電話勧奨の対象者抽出に当たっては健診結果データやレセプトデータを利用して効率的に実施した。

#### 事業の成果

特定健診未受診者をグループに分け,グループごとに電話勧奨を行ったところ,電話がつながった方とそうでない方を比較し,つながった方の健診受診率が伸びていることが確認できた。

区分		電話勧奨者		未勧奨者						
年度	総 数	受診者数	受診率	総 数	受診者数	受診率				
平成	人	人	%	人	人	%				
27	2,602	504	19.4	6,240	394	6.3				
28	3,617	527	14.6	2,874	198	6.9				
29	3,106	943	30.4	1,725	362	21.0				
30	3,023	915	30.3	1,068	275	25.7				
<sup>令和</sup> 元	3,189	1,082	33.9	1,342	303	22.6				

#### • 健診要医療判定者受診勧奨事業

#### 目 的

特定健康診査の結果,要医療と判定された生活習慣病未治療者で,重症化リスクの高い者に対し, 保健指導を実施するとともに早期に医療機関への受診を促すことにより,重症化予防を図る。

#### 実施内容

特定健康診査の結果から特定保健指導とはならないものの、腹囲以外の検査数値が高く医療機関への受診が必要とされた者のうち、生活習慣病未治療で、脳・心血管疾患や腎不全などを発症する危険性が高い者に対し、生活習慣の見直しとともに医療機関への受診を促した。

#### 事業の成果

令和元年度に特定健診を受診した者で本事業対象者457人のうち,受診状況を確認できた226人中145人の医療機関受診が確認できた。

年 度	対象者数	受診状況 調査数	受診者数	受診率	
平成	人	人	人	%	
27	519	357	243	68.1	
28	439	439	259	59.0	
29	453	453	272	60.0	
30	457	457	302	66.1	
<sup>令和</sup> 元	457	226	145	64.2	

- ※ 受診状況調査数は、令和元年6月~令和元年10月までに特定健診を受診した者のうち、その後の医療機関の受診状況調査を完了した数(令和元年6月現在)
- ※ 受診者数は、令和元年6月~令和元年10月までに特定健診を受診した者のうち、レセプトにより医療機関の受診を確認できた数

#### • 健診要医療判定者重症化予防事業

#### 目 的

特定健康診査受診者のうち,要医療判定となり医療機関を受診した方の事後のフォローアップを行うことにより,治療中断などによる生活習慣病の重症化を予防する。

#### 実施内容

特定健康診査要医療判定となった方への受診勧奨後の医療機関受診状況等の分析を行い、治療中断者等に対し個別支援を行う。

#### 事業の成果

令和元年度は、平成29年度特定健診受診者のうち、要医療判定となった方のその後の医療機関 受診状況を調査し、対象者数272人のうち、230人(血圧101人、血糖26人、脂質30人、腎機能73人) の受診状況を確認。

#### • 糖尿病性腎症重症化予防事業

#### 目 的

糖尿病や糖尿病性腎症で通院する患者を対象に保健指導等を行うことにより、人工透析への移行などの重症化を防ぎ、患者およびその家族の生活の質の向上とともに、医療費の抑制を図る。

#### 実施内容

糖尿病または糖尿病性腎症で医療機関に通院している患者を対象に、専門の知識を有する保健師等が、医療機関と連携のもと面談や電話等で6か月間集中的に保健指導を行い、患者の生活習慣の改善を図り、人工透析への移行を防ぐ。

#### 事業の成果

参加した多くの方に食事や運動などの生活習慣の改善がみられている。また、修了者の約7割に ヘモグロビンA1cなどの検査数値やBMIの改善がみられている。

令和元年度の参加者には人工透析移行者はいなかったが、平成29,30年度に参加した1名が 人工透析に移行した。

年 度	実 施 人 数	プログラム 参 加 者	継続フォロー
平成	人	人	人
27	30	30	_
28	35	19	16
29	36	15	21
30	38	11	27
<sup>令和</sup> 元	21	7	14

#### ・ジェネリック医薬品普及促進事業

#### 目 的

被保険者の医療費や国民健康保険制度に対する認識を深めるとともに、ジェネリック医薬品の使用 割合を向上させることにより、医療の質を落とさず医療費の適正化を図る。

#### 実施内容

慢性的疾患により先発品を処方されており、ジェネリック医薬品に変えることで自己負担額が軽くなる方のうち、より差額が大きくなる方を抽出し、差額通知を送付した。また、効き目や安全など普及促進のための啓発内容を記載したリーフレットの送付や、被保険者証やお薬手帳に貼るジェネリック医薬品シールを全被保険者に配付した。

#### 事業の成果

令和元年度のジェネリック医薬品の通知送付後の被保険者全体の使用割合は、昨年度に比べ3.1ポイントの伸びが見られた。

年度	通知件数	使用割合							
十 及	<b>迪州广教</b>	実施前	実施後	差					
平成 28	通 6,488	67.1	69.5	2.4					
29	6,417	70.4	73.3	2.9					
30	6,289	74.5	77.1	2.6					
<sup>令和</sup> 元	6,322	78.0	80.2	2.2					

### (4)疾病上位(件数)

(各年度5月診療分)

順	位	平成29年度	件数	平成30年度	件数	令和元年度	件数
1		循環器系の疾患	件 11,521	循環器系の疾患	件 10,971	消化器系の疾患	件 10,643
2	)	消化器系の疾患	11,032	消化器系の疾患	10,835	循環器系の疾患	10,209
3	}	筋骨格等の疾患	6,160	筋骨格等の疾患	5,824	筋骨格等の疾患	5,665
4		内分泌, 代謝疾患	5,389	内分泌, 代謝疾患	5,115	内分泌, 代謝疾患	4,855
5	,	呼吸器系の疾患	4,265	呼吸器系の疾患	4,082	呼吸器系の疾患	3,901
6	<u>,                                    </u>	眼, 付属器の疾患	3,687	眼, 付属器の疾患	3,569	眼, 付属器の疾患	3,313
7	,	精神行動の障害	3,144	精神行動の障害	3,070	精神行動の障害	3,029
8	3	皮膚皮下組織疾患	2,877	皮膚皮下組織疾患	2,709	皮膚皮下組織疾患	2,658
9	)	新生物	2,372	新生物	2,500	新生物	2,407
1	0	腎尿路生殖器系の疾患	2,210	腎尿路生殖器系の疾患	2,230	腎尿路生殖器系の疾患	2,189

<sup>※</sup> なお,件数は入院,入院外の男女・0歳~74歳の合計件数による。

### \_(5)疾病上位(年齢階層別・受診率)

(令和元年度5月診療分)

年齢階層	1 位		2 位		3 位	
十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十	分 類	受診率	分 類	受診率	分 類	受診率
0~4歳	呼吸器系の疾患	42.5 %	皮膚及び皮下組織の疾患	% 13.5	感染症, 寄生虫症	9.9
5~9	呼吸器系の疾患	23.4	消化器系の疾患	16.4	皮膚及び皮下組織の疾患	7.3
10~14	呼吸器系の疾患	12.1	消化器系の疾患	8.9	皮膚及び皮下組織の疾患	6.3
15~19	呼吸器系の疾患	7.1	消化器系の疾患	5.8	眼及び付属器の疾患	5.4
20~24	消化器系の疾患	8.2	皮膚及び皮下組織の疾患	4.6	呼吸器系の疾患	3.8
25~29	消化器系の疾患	11.6	精神及び行動の障害	6.2	呼吸器系の疾患	5.9
30~34	消化器系の疾患	13.1	精神及び行動の障害	8.0	呼吸器系の疾患	6.5
35~39	消化器系の疾患	12.8	精神及び行動の障害	8.1	呼吸器系の疾患	6.0
40~44	消化器系の疾患	13.7	精神及び行動の障害	10.2	皮膚及び皮下組織の疾患	5.7
45~49	消化器系の疾患	14.8	精神及び行動の障害	10.0	呼吸器系の疾患	5.3
50~54	消化器系の疾患	16.6	循環器系の疾患	9.4	精神及び行動の障害	9.3
55~59	消化器系の疾患	16.9	循環器系の疾患	12.4	内分泌, 栄養及び代謝疾患	7.2
60~64	消化器系の疾患	19.8	循環器系の疾患	17.6	筋骨格系及び結合組織疾患	10.6
65~69	循環器系の疾患	24.4	消化器系の疾患	20.0	筋骨格系及び結合組織疾患	12.0
70~74	循環器系の疾患	30.4	消化器系の疾患	23.2	筋骨格系及び結合組織疾患	15.8

### (6) 年度別医療費通知の実施状況

			-		-					
実施月	5 月	7 月	8月	9 月	10 月	11 月	1 月	2 月	3 月	
通 知 診療月	12・1月	2•3月	12~6月	4•5月	1~6月	6•7月	8•9月	7~12月	10・11月	通知内容
平成	世帯	<ol> <li>受診者名</li> </ol>								
27年度	34,088	33,485		33,733		34,267	33,367		33,559	② 診療月
28年度	32,799	32,923		32,782		32,064	32,079		32,287	③ 入院・通院(外来), 歯科・調剤(薬局), 整骨・鍼・灸, マッサージの区分
29年度	31,421	30,876		31,232		31,367	30,939		31,279	<ul><li>④ 診療日数</li><li>⑤ 医療費の額(10割), 自己負担相当額</li></ul>
30年度			43,652		43,652			39,775		⑥ 受診医療機関名 ⑦ 前回通知分合計,前年同月分合計等
<sup>令和</sup> 元年度					39,602			38,999		※⑦は平成30年度から通知対象外 ※平成30年度から年2回の通知に変更

### 納付金等

### (1) 国民健康保険事業費納付金

年	度	医療給付費分	後期高齢者支援金等分	介護納付金分	슴 計
平成 3(	O	千円 5, 165, 702	千円 1, 462, 041	千円 474, 632	千円 7, 102, 375
<sup>令和</sup> 元		5, 143, 495	1, 395, 035	442, 546	6, 981, 076
2 (予	·算)	4, 979, 682	1, 390, 381	446, 351	6, 816, 414

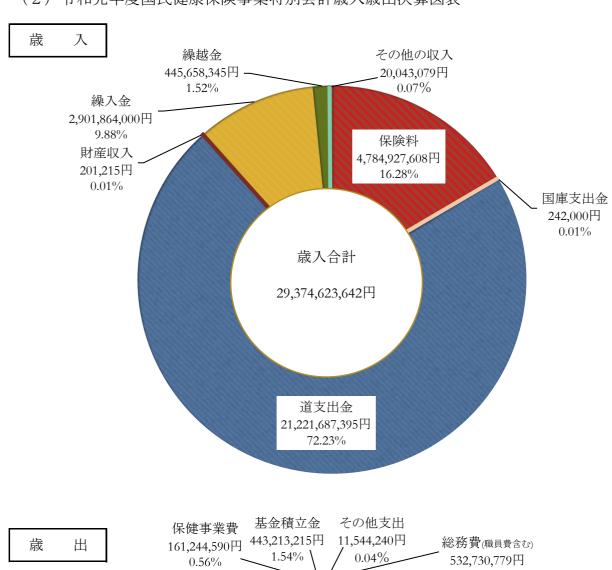
### 保険財政

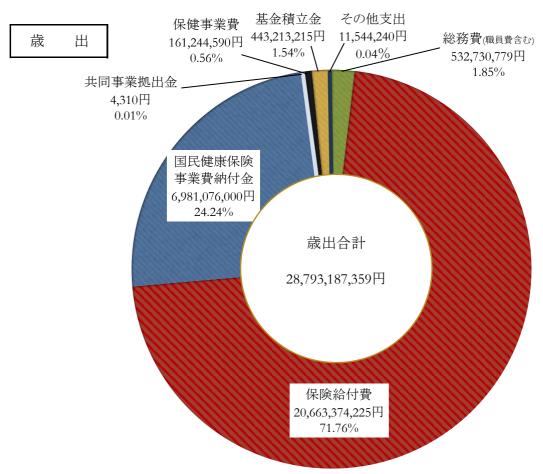
### (1) 令和元年度国民健康保険事業特別会計決算状況

	歳	入									(単位:円)
	科	目		予 算 (A			算 (B)	額	增 (B)-(A)	備	考
国	民健月	東 保 隊	角料	4,450,	,808,000	4,78	84,927,6	808	334,119,608	3	
	現年	賦 課	分	4,299	,291,000	4,57	79,863,1	19	280,572,119	)	
	滞納	繰 越	分	151,	,517,000	20	05,064,4	189	53,547,489	)	
使人	用料お。	よび手	数料		1,000			0	△ 1,000	)	
国	庫	支 出	金		200,000		242,0	000	42,000	)	
	災 補	臨 時 特 助	寺 例 金		200,000		242,0	000	42,000	)	
道	支	出	金	21,227,	,807,000	21,22	21,687,3	895	△ 6,119,605	5	
	保険給( 普 通	寸費等交 : 交 付	付金 金 )	20,828,	,910,000	20,76	59,331,3	895	△ 59,578,605	5	
	保険給( 特 別		:付金 金 )	396,	,991,000	45	50,592,0	000	53,601,000	)	
	健 康 增 補	自進事: 助	業 費 金	1,	,906,000		1,764,0	000	△ 142,000	)	
財	産	収	入		202,000		201,2	215	△ 785	5	
	積立基	金運用	収入		202,000		201,2	215	△ 785	5	
繰		入	金	2,901,	,864,000	2,90	01,864,0	000	(	)	
繰	į	並	金	445,	,658,000	44	45,658,3	345	345	5	
諸	1	又	入	16,	,315,000	4	20,043,0	79	3,728,079	)	
	延	滞	金	6,	,010,000		3,558,8	882	△ 2,451,118	3	
	第三	者納作	寸 金	7,	,000,000		5,443,1	.87	△ 1,556,813		件数17件
	返	納	金	3,	,000,000		10,766,7	'55	7,766,755	法65条, 民法703g	件数1件 条, 件数183件
	雑		入		305,000		274,2	255	$\triangle$ 30,745		
歳	入	合	計	29,042,	,855,000	29,37	74,623,6 (c	542 C)	331,768,642	2	

	歳		出											(単位:円)
	科		目		予 算 (A	-	決	算 (B)	額	増	減 (A)-(B)	Ç	備	考
総		務		費	194	,238,000		168,11	4,285		26,123,715	5		
	一般	管	理	費	68,	,334,000		62,74	5,214		5,588,786	5		
	賦課	:徵	収	費	44.	,785,000		38,04	7,856		6,737,144	Į.		
	特別	対策	事業	<b>美費</b>	81,	,119,000		67,32	1,215		13,797,785	5		
保	険	給	付	費	20,835	,932,000	6	20,663,37	4,225		172,557,775	5		
	療養	給	付	費	17,749	,127,000	]	17,650,54	0,038		98,586,962	2		
	療	養		費	145,	,231,000		140,51	9,228		4,711,772	2		
	審査	支 払	委訊	£費	50	,277,000		49,60	2,016		674,984	ł		
	高額			費	2,794	,397,000		2,759,39	5,050		35,001,950	)		
	高 額 療	介 養	護 合	算 費	2,	,800,000		1,50	5,447		1,294,553	3		
	移	送		費	1,	,600,000		36	0,000		1,240,000	)		
	出産	育児	一時	金	78,	,580,000		49,18	2,446		29,397,554	ł		
	葬	祭		費	13,	,920,000		12,27	0,000		1,650,000	)		
国民	健康保隆	食事業	<b>養納</b>	付金	6,981	,076,000		6,981,07	6,000		C	)		
			付 費		5,143	,495,000		5,143,49	5,000		C	)		
	後 支 援			者 分	1,395	,035,000		1,395,03	5,000		C	)		
	介護	納(	付 金	分	442	,546,000		442,54	6,000		C	)		
共			処 出			9,000			4,310		4,690	)		
	そ の f 拠	也 共 出	同事	業金		9,000			4,310		4,690	)		
保		事	業	費	180	,804,000		161,24	4,590		19,559,410	)		
	特 定 ( 事	建 康 業		音等費	160	,808,000		142,72	0,650		18,087,350	)		
	保健	事	業	費	19	,996,000		18,52	3,940		1,472,060			
基	金	積	<u>1</u>	金	443	,214,000		443,21	3,215		785	国民基金	健康保険 積立金	事業財政調整
諸	支	Ė	出	金	16	,487,000		11,54	4,240		4,942,760	)		
職		員		費	364	,709,000		364,61	6,494		92,506	5		
予		備		費	26	,386,000			0		26,386,000			
歳	出	í		計	29,042	,855,000		28,793,18	7,359 (D)		249,667,641			引 [繰越金) 581,436,283

#### (2) 令和元年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算図表





### (3) 年度別科目別決算状況

【歳 入】 (単位:千円,%)

									( <del>-</del>   <del>-</del>	
科 目 -	平成27年	度	平成28年	度	平成29年	度	平成30年	度	令和元年	度
17 目	決算額	構成	決算額	構成	決算額	構成	決算額	構成	決算額	構成
国民健康保険料	5,779,657	15.1	5,665,912	15.3	5,419,802	14.6	4,883,417	16.5	4,784,927	16.3
現年賦課分	5,426,995	14.2	5,372,068	14.5	5,156,670	13.9	4,649,866	15.7	4,579,863	15.6
滞納繰越分	352,662	0.9	293,844	0.8	263,132	0.7	233,551	0.8	205,064	0.7
国 庫 支 出 金	8,636,161	22.6	8,271,340	22.3	8,376,073	22.7	183	0.0	242	0.0
療養給付費等負担金	5,656,881	14.8	5,319,630	14.4	5,376,930					
特定健康診査等負担金	28,910	0.1	28,689	0.1	26,452					
調整交付金	2,703,449	7.1	2,645,240	7.1	2,666,001	7.2				
高額医療費共同事業負担金	246,775	0.6	264,167	0.7	237,006	0.6				
そ の 他	176	0.0	13,614	0.0	69,684	0.0				
災害臨時特例補助金	(176)	(0.0)	(249)	(0.0)	(143)	(0.0)	183	0.0	242	0.0
療養給付費交付金	1,259,737	3.3	1,007,796	2.7	507,350	1.4				
前期高齢者交付金	8,515,478	22.2	8,551,525	23.1	9,170,491	24.8				
道 支 出 金	1,770,962	4.6	1,748,855	4.7	1,709,893	4.6	21,197,487	71.8	21,221,687	72.2
保険給付費等交付金(普通交付金)							20,761,353	70.3	20,769,331	70.7
保険給付費等交付金(特別交付金)							434,423	1.5	450,592	1.5
健康増進事業費補助金							1,711	0.0	1,764	0.0
共同事業交付金	8,922,761	23.3	8,410,259	22.8	7,846,168	21.3				
財 産 収 入									202	0.0
繰 入 金	3,360,433	8.8	3,347,276	9.0	3,900,029	10.5	2,598,042	8.8	2,901,864	9.9
繰 越 金	0	0.0	0	0.0	0	0.0	843,536	2.9	445,658	1.5
その他の収入	39,468	0.1	33,321	0.1	53,230	0.1	28,450	0.1	20,043	0.1
歳 入 合 計	38,284,657	100.0	37,036,284				29,551,115		29,374,623	100.0

<sup>※</sup> 平成29年度以前の災害臨時特例補助金は、国庫支出金のその他に含まれていたため、過年度実績を括弧書きにより再掲した。

【歳 出】 (単位:千円,%)

科 目 <b>-</b>	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		
17 =	決算額	構成	決算額	構成	決算額	構成	決算額	構成	決算額	構成	
総 務 費	511,593	1.3	501,281	1.4	645,686	1.8	536,120	1.8	532,730	1.9	
保 険 給 付 費	23,279,117	59.6	22,355,216	59.6	21,606,456	59.7	20,765,634	71.4	20,663,374	71.8	
療養給付費	20,102,718	51.4	19,217,883	51.4	18,581,499	51.4	17,811,043	61.2	17,650,540	61.3	
療 養 費	181,876	0.5	160,674	0.4	154,586	0.4	146,599	0.5	140,519	0.5	
審查支払委託料	50,320	0.1	52,339	0.1	49,623	0.1	51,403	0.2	49,602	0.2	
高 額 療 養 費	2,833,152	7.2	2,825,622	7.5	2,748,848	7.6	2,678,580	9.2	2,759,395	9.6	
高額介護合算療養費	783	0.0	822	0.0	400	0.0	1,058	0.0	1,505	0.0	
移 送 費	128	0.0	0	0.0	0	0.0	120	0.0	360	0.0	
出産育児一時金	95,530	0.2	84,016	0.2	58,270	0.2	63,781	0.2	49,183	0.2	
葬 祭 費	14,610	0.0	13,860	0.0	13,230	0.0	13,050	0.1	12,270	0.0	
国民健康保険事業費納付金		7,102,375 24.4							6,981,076	24.2	
医療給付費分		5,165,702 17.7							5,143,495	17.9	
後期高齢者支援金等分		1,462,041 5							1,395,035	4.8	
介 護 納 付 金 分							474,632	1.6	442,546	1.5	
後期高齢者支援金等	3,819,860	9.8	3,494,024	9.3	3,344,578	9.2					
前期高齢者納付金等	2,553	0.0	2,459	0.0	12,635	0.0		_			
老人保健拠出金	157	0.0	124	0.0	79	0.0					
介 護 納 付 金	1,419,298	3.6	1,281,960	3.4	1,542,696	4.3					
共 同 事 業 拠 出 金	8,820,556	22.5	8,552,841	22.9	8,122,388	22.5	4	0.0	4	0.0	
保 健 事 業 費	180,971	0.5	176,752	0.5	172,620	0.5	173,378	0.6	161,245	0.6	
基 金 積 立 金								443,214	1.5		
その他の支出	711,941	1.8	324,140	0.8	239,767	0.7	527,946	1.8	11,544	0.0	
繰 上 充 用 金	338,693	0.9	800,082	2.1	452,595	1.3	0	0.0	0	0.0	
歳 出 合 計	39,084,739	100.0	37,488,879	100.0	36,139,500	100.0	29,105,457	100.0	28,793,187	100.0	
※ 総務費には、職員費を含む		1									
収 支 差 引 額	△ 80	00,082	△ 4	52,595	8-	43,536	4	45,658	5	81,436	

### (4)年度別被保険者一人当たり諸費決算状況 【歳 ス】

【歳 入】					(単位:円)
科目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
国 民 健 康 保 険 料	84,602	87,845	89,332	84,632	86,465
現 年 賦 課 分	79,440	83,289	84,995	80,584	82,759
滞 納 繰 越 分	5,162	4,556	4,337	4,048	3,706
国 庫 支 出 金	126,416	128,240	138,060	3	4
療養給付費等負担金	82,805	82,476	88,626		
特定健康診査等負担金	423	445	436		
調整交付金	39,573	41,012	43,943		
高額医療費共同事業負担金	3,612	4,096	3,906		
その他	3	211	1,149		
災害臨時特例補助金	(1)	(1)	(1)	3	4
療養給付費等交付金	18,440	15,625	8,362		
前期高齢者交付金	124,648	132,584	151,154	227 222	
道  支  出  金	25,923	27,114	28,184	367,362	383,478
保険給付費等交付金(普通交付金)				359,803	375,304
保険給付費等交付金(特別交付金)			-	7,529	8,142
健康增進事業費補助金	120 010	100.004	100 005	30	32
共 同 事 業 交 付 金       財 産 収 入	130,610	130,394	129,325		
財     産     収     人       繰     入     金	40 100	E1 007		45.005	50 407
	49,190	51,897	64,283	45,025	52,437
	578	0 517	0 877	14,619 493	8,053 362
その他の収入       歳入合計	560,407	574,214	609,577	512,134	530,803
【歳出】	000,101	011,211	000,011	012,101	(単位:円)
科目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
総 務 費	7,489	7,772	10,643	9,291	9,626
保 険 給 付 費	340,756	346,598	356,131	359,877	373,390
療養給付費	294,261	297,956	306,272	308,673	318,947
療養費	2,662	2,491	2,548	2,541	2,539
審查支払委託費	737	811	818	891	896
高 額 療 養 費	41,471	43,809	45,308	46,421	49,863
高額介護合算療養費	11	13	7	18	27
移 送 費	2	0	0	2	7
出産育児一時金	1,398	1,303	960	1,105	889
葬 祭 費	214	215	218	226	222
国民健康保険事業費納付金				123,087	126,149
医療給付費分			-	89,524	92,944
後期高齢者支援金等分			-	25,338	25,208
<u>↑</u>		E4 170	EE 105	8,226	7,997
	55,915	54,172	55,127		
前期高齢者納付金等 老 人 保 健 拠 出 金	37	38	208		
介護納付金	O.I	വ	1 I		
ノル 咬 がり リ 並	20.775	2 19.876	25 420		
土 同 東 娄 坳 山 仝	20,775	19,876	25,428 133,878	11	1
共同事業拠出金	20,775 129,114	19,876 132,604	133,878	1 2 005	1 2 012
保 健 事 業 費	20,775	19,876		3,005	2,913
保     健     事     業     費       基     金     積     立     金	20,775 129,114 2,649	19,876 132,604 2,740	133,878 2,845		8,009
保     健     事     業     費       基     金     積     立     金	20,775 129,114 2,649	19,876 132,604 2,740 5,025	133,878 2,845 3,952	9,149	
保     健     事     業     費       基     金     積     立     金	20,775 129,114 2,649	19,876 132,604 2,740	133,878 2,845		8,009

#### (5) 年度別国保財政安定化支援事業状況

年度	地方財政計画 計上額	国民健康保険 特別会計繰入額	内容
平成	億円	千円	
27	1,000	488,126	国保財政安定化支援事業は、平成4年度に創設され、
28	1,000	477,735	国保財政の健全化および保険料負担の平準化に資するた め、保険基盤安定制度に基づく低所得者に対する保険料
29	1,000	494,138	軽減額,病床数が多いことおよび高齢者が多いことによる給付費の増こうに着目し,市町村の一般会計から繰出
30	1,000	444,895	しに要する経費について、地方財政措置を講じるものである。
<sup>令和</sup>	1,000	446,113	ω) ·ω <sub>0</sub>

#### (6) 年度別国庫支出金および道支出金の交付状況

		旧見	財政調整交付	金(国分)	旧北海道調整交付金(道分)					
年度	災 臨 特 例 補助金		旧普通 調 <u>乾</u> 交付金 (国分)	特別調整 交付金分 ※旧特別 調整交付金 (国分)	保険者 対 接 制度		旧普通 調 整 交付金 (道分)	都道府県 繰入金 (2号分) ※旧特別 調整交付金 (道分)	特 定 健診等 負担金	健 増 事業 補助金
	1	2(3+4+5)	3	4	5	6 (7+8)	7	8	9	10
平成	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
27	176	2,703,449	2,351,414	352,035		1,493,195	1,152,563	340,632	57,820	2,112
28	249	2,645,240	2,260,641	349,742	34,857	1,453,507	1,113,122	340,385	57,378	2,493
29	143	2,666,001	2,239,443	364,835	61,723	1,444,211	1,024,440	419,771	52,904	2,224
30	183			159,358	125,201			98,298	51,566	1,711
<sup>令和</sup> 元	242			146,516	131,306			113,364	59,406	1,764

<sup>※</sup> 旧普通調整交付金(国・道分)については、平成30年度からの国保の都道府県単位化に伴い北海道へ移管。 なお、科目整理により、平成30年度から国庫支出金は①、道支出金は②・⑤・⑧・⑨・⑩。

#### (7) 年度別一般会計繰入金の繰入状況

年度	一般会計繰入金     歳 入 前		出 決 算 額 と の       割 合 歳出決算額       ③(①/②)		割 合 割 合 ⑤(①/④)	被保険者一人 当たり繰入金
平成	千円	千円	%	千円	%	円
9.7	3,360,433	38,284,657	8.78	39,084,739	8.60	49,190
27	( 504,660 )					( 7,387 )
28	3,347,276	37,036,284	9.04	37,488,879	8.93	51,897
20	( 627,290 )					( 9,726 )
29	3,900,029	36,983,036	10.55	36,139,500	10.79	64,283
29	( 443,152 )					( 7,304 )
30	2,598,042	29,551,115	8.79	29,105,457	8.93	45,025
30 (	( 396,752 )					( 6,876 )
令和一	2,901,864	29,374,623	9.88	28,793,187	10.08	52,437
兀	( 389,037 )					( 7,030 )

<sup>※ ( )</sup>内は,保険料軽減分繰入金。

<sup>※</sup> 平成28·29年度の保険者努力支援制度分は、制度前倒し分として旧特別調整交付金(国分)で交付された額 を別掲した。

### 国保事業のあゆみ

- 昭和27年 3月 市民の間に国民健康保険について、組合設立の動きがあったことに始まり、市議会に おいて審議され社会保障制度として重要であり、市営とすることの意見の一致をみた。
- 昭和27年12月 市規則をもって議会、医師会及び学識経験者に理事者を加えて, 函館市国民健康保険準備委員会を設置。
- 昭和29年12月 市規則をもって設立準備事務局を設置,同事務局に専任職員を置き国民健康保険に関する資料の作成に入る。
- 昭和32年12月 設立準備委員会から事業実施への努力を期待する由の答申が提出された。 設立準備委員会の提言もあり、事業実施の賛否を求める世論調査を実施し77%余の 賛意を得た。
- 昭和33年 3月 定例市議会において、国民健康保険事業を同年10月から開始するための所要予算並 びに関係条例を可決。
- 昭和33年 4月 函館市国民健康保険条例並びに函館市国民健康保険税条例を制定。 設立準備事務局を廃止し、国民健康保険事務局を設け、庶務、資格、保険税、給付の 4係を置く。
- 昭和33年 5月 函館市国民健康保険条例施行規則並びに函館市国民健康保険税条例施行規則を制定。
- 昭和33年 9月 函館市国民健康保険協力会奨励規則を制定。
- 昭和33年10月 函館市国民健康保険事業開始,被保険者世帯18,005世帯(加入率31.69%),被保険者67,262人(加入率26.85%),国民健康保険協力会の組織結成を勧誘。
- 昭和33年12月 国は国民皆保険体制を整備するため、国民健康保険法の全文を改正し、市町村に対し、 昭和36年4月までに実施するよう義務付けた。
- 昭和34年 1月 基準看護の給付制限を解除。
- 昭和34年 3月 国民健康保険法の改正に伴い,函館市国民健康保険条例の全文を改正し、昭和34年 1月1日から適用。
- 昭和34年 4月 国保の保健施設活動のため、保健婦を常置することを決定。
- 昭和34年 5月 庶務係に保健婦5人を配し、うち1名を亀尾地区に常駐。
- 昭和34年 6月 亀尾地区の農林会館に診療室を設け、内科医の巡回診療を開始。
- 昭和34年 7月 亀尾地区に歯科の巡回診療を開始。
  - 機構改革により国民保険部に改組し、庶務課(庶務,資格,給付,国民年金4係)と 保険税課(賦課,徴収,2係)の2課を置く。
- 昭和36年10月 国民健康保険法の改正により世帯主の結核疾病及び精神障害について7割給付実施。
- 昭和37年 4月 助産費500円を1,000円に、葬祭費1,000円を2,000円に改める。 国保保健婦を身分保留のまま保健所に統合。
- 昭和37年10月 療養の給付期間(3年)の制限を撤廃。
- 昭和38年 4月 低所得者に対し法定軽減(6割・4割)措置を実施。 往診,給食,寝具設備及び歯科補綴の給付制限解除,助産費1,000円を2,000円
- 昭和38年10月 世帯主の全疾病に7割給付を実施。

に改める。

昭和41年11月 銭亀沢村を函館市に編入することに伴う函館市国民健康保険条例及び函館市国民健康 保険税条例の特例に関する条例を制定。

- 昭和41年12月 銭亀沢村と合併し、国保被保険者世帯20、120世帯、被保険者62、563人となる。
- 昭和42年 1月 世帯員の7割給付を実施。(世帯全員7割給付)
- 昭和42年 3月 銭亀沢村を函館市に編入することに伴う函館市国民健康保険条例及び函館市国民健康 保険税の特例に関する条例を廃止。
- 昭和43年 4月 住民基本台帳法の制定に伴い被保険者の資格得喪に伴う事務の窓口一本化を実施。 昭和37年4月1日に保健所に統合した国保保健婦を保健所から分離し国民保険部に 配置。
- 昭和44年 4月 機構改革により資格,保険税両係を統合し,保険税課賦課係とし,庶務課に保健係を 新設。
- 昭和44年 6月 函館市国民健康保険税条例の廃止と函館市国民健康保険条例の全文改正を行い保険税 を保険料に、賦課方式をただし書方式に保険料賦課限度額50,000円を80,000 円に改める。

低所得者(年収60万円以下)に対し自主軽減措置を実施。

- 昭和45年 4月 助産費2,000円を5,000円に改める。 低所得者(年収40万円以下)に対し,自主軽減措置を実施。
- 昭和45年 6月 函館市国民健康保険条例の一部を改正し、保険料の仮賦課、本賦課方式を廃止し、納期を9期(7月から翌年の3月まで)に改める。
- 昭和46年 4月 低所得者に対する自主軽減措置を廃止。
- 昭和46年 8月 機構改革により市民部国民保険課(賦課,収納,給付,保健の4係)に改組。
- 昭和46年 9月 助産費5,000円を10,000円に改める。
- 昭和47年 4月 葬祭費2,000円を3,000円に改める。
- 昭和48年 4月 葬祭費3,000円を5,000円に改める。
- 昭和48年12月 亀田市の編入に伴う函館市国民健康保険条例の適用の特別措置に関する条例を制定。 亀田市と合併し、国保被保険者世帯29、019世帯、被保険者79、557人となる。
- 昭和49年 4月 保険料賦課限度額80, 000円を120, 000円に改める。

葬祭費5,000円を10,000円に改める。

一部負担金の特例として精神病療養費の支給実施。

- 昭和49年 6月 保険料賦課事務の電算委託。
- 昭和49年 7月 任意給付として高額療養費(自己負担限度額30,000円)の支給実施。
- 昭和50年 7月 助産費10,000円を20,000円に改める。
- 昭和50年 8月 機構改革により,市民部国民保険課給付係を管理係に,亀田支所社会課国保係を同支 所民生課国保管理係及び国保収納係,銭亀沢支所国保係を民生係に改組。
- 昭和50年10月 高額療養費(自己負担限度額30,00円)の支給が法定給付となる。
- 昭和51年 4月 亀田市の編入に伴う函館市国民健康保険条例の適用の特別措置に関する条例を廃止。 運営協議会委員のブロック別定数6人を7人に改める。

助産費20,000円を30,000円に改める。

保険料賦課限度額120,000円を150,000円に改める。

督促手数料30円を100円に改める。

昭和51年 8月 高額療養費の自己負担限度額39,000円となる。 歯科差額徴収制度の廃止。

昭和52年 4月 助産費30,000円を40,000円に改める。

保険料賦課限度額150,000円を170,000円に改める。

すべての異動に係る月割賦課の実施。

みなす世帯主に係る保険料賦課を廃止。

昭和52年10月 機構改革により亀田支所民生課国保管理係及び収納係を亀田支所民生課民生係に改組。

昭和53年 4月 保険料賦課限度額170,000円を210,000円に改める。

国保保健婦を市立保健所に移管。(7名)

昭和53年10月 高額療養費貸付制度の斡旋事務の実施。

助産費40,000円を60,000円に改める。

昭和53年11月 柔道整復師の都道府県単位による受領委任払方式を破棄し、全国協定に改める。

昭和54年 4月 保険料賦課限度額210,000円を220,000円に改める。

昭和55年 4月 保険料賦課限度額220,000円を240,000円に改める。

昭和56年 4月 助産費60,000円を80,000円に改める。

保険料賦課限度額240,000円を260,000円に改める。

昭和57年 4月 保険料賦課限度額260,000円を270,000円に改める。

昭和57年 8月 国民健康保険医療費通知の実施。

昭和57年 9月 高額療養費自己負担限度額45,000円となる。(市民税非課税世帯及び70歳以上の者,又は65歳以上70歳未満の老人医療費支給制度対象者については39,000円)

昭和57年12月 老人保健法の施行に伴い,函館市国民健康保険条例の一部を改正し,国民健康保険料の賦課総額の算定方式を変更し,並びに過料の額を改定する。(過料の額2,000円を20,000円に改める。)

昭和58年 1月 高額療養費自己負担限度額51,000円となる。(市民税非課税世帯及び70歳以上の者,又は65歳以上70歳未満の老人医療費支給制度対象者については39,000円)

昭和58年 2月 老人保健法実施。

昭和58年 3月 助産費80,000円を100,000円に改める。

昭和58年 4月 保険料賦課限度額270,000円を280,000円に改める。

機構改革により銭亀沢支所民生産業課民生係を銭亀沢支所民生課民生係に改組。

昭和59年 4月 給付事務及び収納消込事務の電算委託。(賦課事務,昭和49年 6月電算委託) 保険料賦課限度額280,000円を350,000円に改める。ただし昭和59年 度に限り320,000円とする。

昭和59年10月 退職者医療制度施行。

高額療養費支給制度の改正。

- ・市民税非課税世帯の自己負担限度額39,000円から30,000円に引き下げ。
- ・世帯合算の実施。(同一世帯で30,000円(非課税21,000円)以上の自 己負担限度額を合算)
- ・多数該当の実施。(申請月の前1年間に3回以上受給の場合4回目以降の自己負担限度額は、30、000円(非課税21,000円))

・血友病,人工透析を必要とする慢性腎不全については,自己負担限度額10,000円。 国民健康保険料収納率向上対策を策定。

国民健康保険料(税)収納率向上対策特別事業の指定を受ける。

昭和59年12月 高額医療費共同事業の実施。

昭和60年 4月 保険料賦課限度額は、昭和60年度に限り330、000円とする。

昭和61年 4月 保険料賦課限度額を350,000円とする。

昭和61年 5月 高額療養費自己負担限度額54,000円となる。

昭和61年 8月 運営協議会委員に被用者保険等保険者代表2名を加え定数を23名に改める。

昭和62年 1月 老人保健法の一部改正。

国民健康保険財政健全化推進要綱を策定。

昭和62年 4月 保険料賦課限度額350,000円を370,000円に改める。

納期回数9回を10回に改める。

低所得者に対し自主軽減(2割)措置を実施。

昭和63年 4月 保険料賦課限度額370,000円を390,000円に改める。

助産費100,000円を130,000円に改める。

昭和63年 6月 国民健康保険法一部改正。

保険基盤安定制度の創設。

・高額医療費共同事業の都道府県負担の導入。

・高医療費市町村の安定化計画の作成。

・老人医療費拠出金の国庫負担率の調整。

昭和63年10月 昭和63年度国民健康保険事業運営安定化計画策定。

平成 元年 2月 資格得喪事務の電算委託業務を自己導入により実施。

機構改革により銭亀沢支所民生係を銭亀沢支所住民係に改組。

平成 元年 3月 平成元年度国民健康保険事業運営安定化計画策定。

平成 元年 4月 保険料賦課限度額390,000円を400,000円に改める。

国民健康保険保健施設事業(ヘルスパイオニアタウン事業)の指定を受ける。

国民健康保険料(税)収納率向上特別対策事業の指定を受ける。

平成 元年 6月 高額療養費支給制度の一部改正。

·高額療養費自己負担限度額57,000円(市民税非課税世帯31,800円)。

・多数該当世帯の自己負担限度額33,000円(市民税非課税世帯22,200円)。

平成 元年 9月 「市民健康週間」を開催。

平成 2年 3月 平成2年度国民健康保険事業運営安定化計画策定。

平成 2年 4月 保険料賦課限度額400,000円を410,000円に改める。

平成 2年 7月 高額療養費受領委任払いを実施。

平成 2年10月 「市民健康まつり」を開催。

平成 3年 2月 「国民健康保険事業 財政健全化に向けての基本方策」を策定。

平成 3年 3月 平成3年度国民健康保険事業運営安定化計画策定。

平成 3年 4月 保険料賦課限度額410,000円を430,000円に改める。

平成 3年 5月 高額療養費支給制度の一部改正。

高額療養費自己負担限度額60,00円(市民税非課税世帯33,600円)。

・多数該当世帯の自己負担限度額34,800円(市民税非課税世帯23,400円)。

平成 3年10月 「第3回 市民健康まつり」を開催。

平成 4年 3月 平成4年度国民健康保険事業運営安定化計画策定。

平成 4年 4月 国民健康保険保健施設事業(ヘルスパイオニアタウン事業パートⅡ)の指定を受ける。

事務費(人件費分)および助産費の一般財源化。(国)

助産費130,000円を240,000円に改める。

保険料賦課限度額430,000円を440,000円に改める。

賦課割合を改定。(資産割を平成6年度までの3年間で段階的に廃止し、その相当分を 応益割へ移行)

国民健康保険財政安定化支援事業が創設される。(国)

平成 4年10月 「第4回 市民健康まつり」を開催。

平成 5年 3月 平成5年度国民健康保険事業運営安定化計画策定。

平成 5年 4月 保険料賦課限度額440,000円を460,000円に改める。

機構改革により、市民部国民保険課を市民部国民健康保険課に名称変更。

国民健康保険財政安定化支援事業が平成6年度までの暫定措置とされる。(国)

賦課割合を改定。

平成 5年 5月 高額療養費支給制度の一部改正。

·高額療養費自己負担限度額63,000円(市民税非課税世帯35,400円)。

・多数該当世帯の自己負担限度額37,200円(市民税非課税世帯24,600円)。

平成 5年10月 「第5回 市民健康まつり」を開催。

平成 6年 3月 平成6年度国民健康保険事業運営安定化計画策定。

平成 6年 4月 保険料賦課限度額460,000円を480,000円に改める。

賦課割合を改定。(資産割を廃止。)

平成 6年10月 助産費を出産育児一時金とし、240、000円を300、000円に改める。

入院時食事療養費を創設。(国)

「第6回 市民健康まつり」を開催。

平成 7年 3月 平成7年度国民健康保険事業運営安定化計画策定。

平成 7年 4月 保険料賦課限度額480,000円を500,000円に改める。

葬祭費10,000円を30,000円に改める。

国民健康保険制度改正

・保険料軽減制度の拡充。(4割・6割の法定軽減を, 賦課割合に応じ7割・5割・2割)

保険基盤安定制度に係る暫定措置。

・国保財政安定化支援事業の継続・暫定的制度化。(平成8年度までの暫定措置)

高額医療費共同事業の拡充。

・基準超過医療費共同負担制度の見直し。(負担基準 1.20を1.17)

老人保健制度改正

・老人保健医療費拠出金の算定に係る老人加入率上限を,平成7年度 22%。

平成 7年10月 「第7回 市民健康まつり」を開催。

平成 8年 3月 平成8年度国民健康保険事業運営安定化計画策定。

平成 8年 4月 賦課割合を改定し、応能割・応益割を50:50とする。

老人保健制度改正

・老人保健医療費拠出金の算定に係る老人加入率上限を,平成8年度 24%。

平成 8年 6月 高額療養費支給制度の一部改正。

・高額療養費自己負担限度額63,600円。

平成 8年10月 「第8回 市民健康まつり」を開催。

平成 9年 3月 平成9年度国民健康保険事業運営安定化計画策定。

平成 9年 4月 国民健康保険制度改正

- ・保険料軽減制度の国庫負担を平成11年度に本則の2分の1に戻す。
- ・国保財政安定化支援事業の継続。(平成11年度まで)
- 高額医療費共同事業の拡充・継続。

老人保健制度改正

・老人保健医療費拠出金の算定に係る老人加入率上限を,平成9年度 25%。

平成 9年 4月 「市民健康まつり」の主管を市立保健所へ移管。

平成 9年 9月 外来の薬剤にかかる一部負担金の導入。(国)

平成10年 3月 平成10年度国民健康保険事業運営安定化計画策定。

平成10年 4月 国民健康保険制度改正

・事務費の全額を一般財源化。(国)

平成10年 7月 老人保健制度改正

- ・老人保健医療費拠出金の算定に係る老人加入率上限を,平成10年7月から30%。
- ・退職被保険者等に係る老人保健医療費拠出金の負担方法の見直し。(国保と被用者保険で折半)

平成11年 3月 平成11年度国民健康保険事業運営安定化計画策定。

平成11年 7月 老人保健制度改正

- ・老人の薬剤一部負担金を免除。(国)
- ・老人保健医療費拠出金における老人の薬剤一部負担金免除の影響額を納付猶予。

平成12年 3月 平成12年度国民健康保険事業運営安定化計画策定。

平成12年 4月 介護納付金制度創設に伴う制度改正

- ・国保の第2号被保険者に対し、介護納付金分保険料を賦課。
- ・資格証明書交付の義務化。
- ・保険給付費の一時差止の義務化。
- ・保険給付費から滞納保険料控除の制度化。

国保財政安定化支援事業の継続。(平成12年度まで)

高額医療費共同事業の継続。

介護円滑導入対策基金の設置。

- ・国が資金を交付して国保中央会に基金を設置し、保険者を支援する。(平成13年度まで)
- ・脳ドックの実施。

### 平成13年 1月 国民健康保険制度改正

- ・住所地特例の対象施設(特別養護老人ホーム等)に介護保険施設を加えた。
- ・住所地特例の対象を全ての長期入院に拡大 (疾病の別を問わない)。
- 海外療養費の創設。
- ・資料の提供等に関わる根拠規定の整備。
- ・高額療養費に係る自己負担限度額の見直し。(低所得者・一般・上位所得者に区分)

入院時食事療養費に係る標準負担額の見直し。

老人保健制度改正

- ・老人の薬剤一部負担金の廃止。
- ・老人の一部負担金の改正。
- ・老人高額医療費支給制度の創設。

平成13年 3月 平成13年度国民健康保険事業運営安定化計画策定。

平成13年 4月 国保財政安定化支援事業の継続。(平成13年度暫定 地方財政措置 1,250億円 →1,000億円)

基礎賦課限度額500,000円を510,000円に改める。

平成14年 3月 平成14年度国民健康保険事業運営安定化計画策定。

平成14年 4月国保財政安定化支援事業の継続。(平成17年度までの暫定 地方財政措置 1,000億円)基礎賦課限度額510,000円を520,000円に改める。

平成14年10月 国民健康保険制度改正

- ・一部負担金の見直し。(3歳未満の乳幼児2割,70歳以上一般1割・一定以上所得者2割)
- ・高額療養費に係わる自己負担限度額の見直し。
- 国保広域化等支援基金の創設。

老人保健制度改正

- ・対象年齢を70歳以上から75歳以上に引き上げ。(5年間で段階的に引き上げ)
- ・一部負担金の見直し。(1割(一定以上所得者は,2割),月額上限は廃止)
- ・高額医療費の見直し。(外来・世帯ごとに自己負担限度額が設けられた)
- ・公費負担割合を30%から50%に引き上げ。(5年間で段階的に引き上げ)
- ・老人保健医療費拠出金の算定に係る老人加入率上限(30%)の撤廃。
- ・退職被保険者等に係る老人医療費拠出金の見直し。(全額を被用者保険等が負担)

平成15年 3月 平成15年度国民健康保険事業運営安定化計画策定。

平成15年 4月 国民健康保険制度改正

- ・退職被保険者等の一部負担金の見直し。(3歳未満,70歳以上を除き3割,特例療養費の廃止)
- 外来薬剤一部負担金の廃止。
- ・高額療養費に係わる自己負担限度額の見直し。
- 保険者支援制度の創設。
- ・高額医療費共同事業の拡充・制度化。
- ・保険料の徴収の私人委託。
- ・保険料の算定方法の見直し。(給与所得特別控除・公的年金等特別控除の廃止,青色 専従者等控除・長期譲渡所得等特別控除の適用)

介護納付金賦課限度額70,000円を80,000円に改める。

平成16年 3月 平成16年度国民健康保険事業運営安定化計画策定。

平成16年11月 戸井町,恵山町,椴法華村および南茅部町の編入に伴う函館市国民健康保険条例の適 用の経過措置に関する条例を制定。

平成16年12月 戸井町,恵山町,椴法華村,南茅部町を編入合併。

国保被保険者世帯63,093世帯,被保険者110,376人となる。

平成17年 3月 平成17年度国民健康保険事業運営安定化計画策定。

平成17年 4月 国民健康保険制度改正

- ・保険料の算定方法の見直し。(土地・建物等の長期譲渡所得に係る100万円の特別 控除の廃止)
- ・一般被保険者に係る基礎賦課総額等の算定方法の見直し。(都道府県調整交付金の創 設)
- ・三位一体改革に伴う,都道府県調整交付金の導入,国庫負担(定率国庫負担及び調整交付金)の割合の見直し。
- ・保険基盤安定制度(保険料軽減分)の国及び都道府県の負担割合の見直し。(国負担割合1/2→0, 都道府県負担割合1/4→3/4)

平成18年 3月 平成18年度国民健康保険事業運営安定化計画策定。

平成18年 4月 国保財政安定化支援事業の継続。(平成21年度までの暫定 地方財政措置 1,000 億円)

精神病療養費の廃止。

国民健康保険制度改正

- ・保険料の算定方法の見直し。(公的年金等控除の見直しに伴う激変緩和措置,条約適 用利子等に係る利子所得等の特例)
- ・高額医療費共同事業の継続実施。(平成21年度までの暫定措置)

介護納付金賦課限度額80、000円を90、000円に改める。

平成18年10月 国民健康保険制度改正

- ・一部負担金の見直し。(現役並所得を有する70才以上 3割)
- ・療養病床に入院する70才以上の食費・居住費の見直し。
- ・出産育児一時金300,000円を350,000円に改める。
- ・高額療養費に係わる自己負担限度額の見直し。
- ・保険財政共同安定化事業の創設。(平成21年度までの暫定措置)

平成19年 2月 国民健康保険制度改正

・出産育児一時金受取代理制度の創設。

平成19年 3月 平成19年度国民健康保険事業運営安定化計画策定

平成19年 4月 国民健康保険制度改正

・70歳未満の高額療養費の現物給付の開始。

基礎賦課限度額520,000円を540,000円に改める。

平成20年 3月 平成20年度国民健康保険事業運営安定化計画策定。

平成20年 4月 国民健康保険制度改正

- ・75歳以上被保険者の後期高齢者医療制度への移行。(老人保健制度の廃止)
- ・退職者医療制度の原則廃止。(64歳以下は経過的に継続)
- ・後期高齢者医療制度に対する支援金の創設。(保険料算定区分に後期高齢者支援金等 分の追加)
- ・65~74歳の前期高齢者の加入割合に応じて、全保険者間での財政調整の実施
- ・特定健康診査・特定保健指導の実施。(全保険者に義務づけ)
- ・高額医療・高額介護合算制度の創設。

・一部負担金の見直し。(3歳~義務教育就学前 3割→2割 ,70~74歳 1割 →2割 (※))

※平成20年度においては、暫定的に1割に据置。

・後期高齢者医療制度移行に伴う経過措置。(特定世帯:5年間平等割賦課額を1/2 減額する)

基礎賦課限度額540,000円を450,000円に改め,後期高齢者支援金等賦課限度額120,000円を創設。

平成20年10月 国民健康保険制度改正

年金からの特別徴収開始。

平成21年 1月 国民健康保険制度改正

- ・出産育児一時金産科医療補償制度に加入の医療機関等で出産した場合30,000 円を加算。
- ・ 7 5歳到達月の高額療養費自己負担限度額の見直し。(1/2)

平成21年 3月 平成21年度国民健康保険事業運営安定化計画策定。

平成21年 4月 国民健康保険制度改正

・一部負担金 70~74歳 1割に据置。(平成22年3月まで)

平成21年 9月 一部負担金に係るモデル事業実施。(平成22年3月まで)

平成21年10月 国民健康保険制度改正

• 出產育児一時金直接払制度

※平成21年10月1日~平成23年3月31日までの出産について4万円引き上げる。

平成22年 3月 平成22年度国民健康保険事業運営安定化計画策定。

平成22年 4月 国民健康保険制度改正

・一部負担金 70~74歳 1割に据置。(平成23年3月まで)

基礎賦課限度額450,000円を480,000円に,後期高齢者支援金等賦課限度額120,000円を130,000円に,介護納付金賦課限度額90,000円を100,000円に改める。

- ・非自発的失業者の保険料,高額療養費の軽減。
- ・コンビニ納付開始。
- ・督促手数料廃止。(平成22年度賦課分から)
- ・国保財政安定化支援事業の継続。(平成25年度まで 地方財政措置 1,000億円)
- ・高額医療費共同事業の継続。(平成25年度まで)
- ・保険財政共同安定化事業の継続。(平成25年度まで)

#### 平成23年 4月 国民健康保険制度改正

- ・出産育児一時金390,000円とする措置の継続。
- ・一部負担金 70~74歳 1割に据置。(平成24年3月まで)

基礎賦課限度額480,000円を500,000円に,後期高齢者支援金等賦課限度額130,000円を140,000円に,介護納付金賦課限度額100,000円を120,000円に改める。

#### 平成24年 4月 国民健康保険制度改正

- ・国庫負担(定率国庫負担《34%→32%》および都道府県調整交付金《7%→9%》)の割合の見直し。
- ・高額療養費の外来診療の現物給付の開始。
- 一部負担金 70~74歳 1割に据置。(平成25年3月まで)
- ・国保財政安定化支援事業の延長。(平成26年度まで 地方財政措置 1,000億円)
- ・高額医療費共同事業の延長。(平成26年度まで)
- ・保険財政共同安定化事業の延長。(平成26年度まで)

平成24年 6月 ・ジェネリック医薬品差額通知実施。

平成24年 7月 ・ペイジー口座振替受付開始。

平成25年 4月 国民健康保険制度改正

- ・一部負担金 70~74歳 1割に据置。(平成26年3月まで)
- ・後期高齢者医療制度移行に伴う経過措置。(特定世帯の恒久化, 特定継続世帯の新設: 最初の5年間平等割賦課額を1/2減額, その後3年間1/4減額)

平成25年 5月 ・柔道整復施術療養費に関する患者調査等実施。

平成26年 4月 国民健康保険制度改正

- ・一部負担金 70~74歳 平成26年4月以降70歳到達者から,段階的に本来 の2割負担とし,それ以前の70歳到達者は,特例措置の1割が継続。
- ・低所得者に係る法定軽減措置の拡充。(5割軽減・2割軽減の対象となる世帯の軽減 判定所得基準の緩和,5割軽減に単身世帯も適用)
- ・基礎賦課限度額500,000円を510,000円に,後期高齢者支援金等賦課限度額140,000円を160,000円に,介護納付金賦課限度額120,000円を140,000円に改める。

#### 平成27年 1月 国民健康保険制度改正

・出産育児一時金390,000円を404,000円に,産科医療補償制度掛金に係る加算額30,000円を16,000円に改める。

## 平成27年 4月 国民健康保険制度改正

- ・国保財政安定化支援事業の恒久化。(平成27年度から 地方財政措置1,000億円)
- ・高額医療費共同事業の恒久化。(平成27年度から)
- ・保険財政共同安定化事業の恒久化。(平成27年度から 対象医療費が30~80万円だったものを,すべての医療費に拡大)
- ・低所得者に係る法定軽減基準額の改定。(5割軽減・2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得基準の緩和)
- ・基礎賦課限度額510,000円を520,000円に,後期高齢者支援金等賦課限度額160,000円を170,000円に,介護納付金賦課限度額140,000円を160,000円に改める。

平成27年 7月 函館市国民健康保険データヘルス計画策定。

平成28年 4月 国民健康保険制度改正

・低所得者に係る法定軽減基準額の改定。(5割軽減・2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得基準の緩和)

・基礎賦課限度額520,000円を540,000円に、後期高齢者支援金等賦課 限度額170,000円を190,000円に改める。

## 平成29年 4月 国民健康保険制度改正

- ・低所得者に係る法定軽減基準額の改定。(5割軽減・2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得基準の緩和)
- 8月 国民健康保険制度改正
  - ・高額療養費の自己負担限度額の見直し。(70歳以上75歳未満の所得区分変更)
- 平成30年 4月 国民健康保険制度改正
  - 国保の都道府県単位化。
  - ・低所得者に係る法定軽減基準の見直し。(5割軽減・2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得基準の緩和)
  - ・基礎賦課限度額540,000円を580,000円に改め,後期高齢者支援金等 賦課限度額および介護納付金賦課限度額を据置。
  - 8月 ・70歳以上の高額療養費の限度額改定。
    - ・70歳以上の高額療養費の限度額改定に伴う高額介護合算療養費の限度額改定。

## 平成31年 4月 国民健康保険制度改正

- ・低所得者に係る法定軽減基準の見直し。(5割軽減・2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得基準の緩和)
- ・基礎賦課限度額580,000円を610,000円に改め,後期高齢者支援金等 賦課限度額および介護納付金賦課限度額を据置。
- 令和 元年 8月 保険証と高齢受給者証の一体化。(都道府県単位化)
  - 9月 函館市国民健康保険財政調整基金設置
- 令和 2年 4月 国民健康保険制度改正
  - ・低所得者に係る法定軽減基準の見直し。(5割軽減・2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得基準の緩和)
  - ・基礎賦課限度額610,000円を630,000円に,介護納付金賦課限度額 160,000円を170,000円に改め,後期高齢者支援金等賦課限度額を据 置
  - ・賦課割合を改定し、応能割・応益割を49:51とする。
  - 5月 任意給付として,新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者に係る傷病手当金を 支給(令和2年9月まで)。
  - 6月 新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少等が生じた世帯に対し、国の基準に基づく減免を実施(令和3年3月まで)。

## 医療費改正の変遷

- 昭和33年10月 点数表を甲・乙表に改正し、1点単価10円と改める。医療費8.5%の引上げ。
- 昭和36年 7月 診療報酬点数表の改訂により医療費 12.5%の引上げ。
  - 12月 診療報酬点数表の一部改訂により医療費 2.3%の引上げ。
- 昭和38年 5月 医療費 1.5%の引上げ。(結核治療指針改正)
  - 9月 診療報酬地域差を撤廃,及びそれに伴い医療費 3.7%の引上げ。
- 昭和40年 1月 診療報酬点数表の改訂により医療費 9.5%の引上げ。
  - 11月 薬価基準の 4.5%引下げに伴う診察料,検査料の改訂により技術料 3%の引上げ。
- 昭和42年10月 薬価基準の10.2% (医療費ベース,一般診療3.97%,歯科診療0.21%)の引下げ。
- 12月 診療報酬点数表の改訂により医療費(一般診療 7.68%,歯科診療 12.65%)の引上げ。
- 昭和43年 7月 歯科材料費の改定により歯科診療費 1.99%の引上げ。
- 昭和44年 1月 薬価基準 2.0%の引下げ。
- 昭和45年 2月 診療報酬点数表の改訂により医療費(一般診療 8.77%, 歯科診療 9.73%)の引上げ。
  - 7月 診療報酬点数表の改訂により一般診療のみ 0.97%の引上げ。
- 昭和47年 2月 診療報酬点数表の改訂により医療費 13.7% (一般診療 13.7%, 歯科診療 13.7%, 調剤 6.54%の引上げ,及び薬価基準 3.9% (医療費ベース 1.7%) の引下げ。
- 昭和49年 2月 診療報酬点数表の改訂により医療費 19.0% (一般診療 19.0%, 歯科診療 19.9%, 調剤 8.5%) の引上げ,及び薬価基準 3.9% (医療費ベース 1.5%) の引下げ。
  - 10月 診療報酬点数表の改訂により医療費 16.0% (一般診療 16.0%, 歯科診療 16.2%, 調剤 6.6%) の引上げ。
- 昭和50年 1月 薬価基準 1.6% (医療費ベース 0.4%) の引下げ。
- 昭和51年 4月 診療報酬点数表の改訂により医療費 9.1% (一般診療 9.0%,調剤 4.9%)の引上げ。
  - 8月 診療報酬点数表の改訂により歯科診療 9.6%の引上げ。
- 昭和53年 2月 診療報酬点数表の改訂により医療費 11.6% (一般診療 11.5%, 歯科診療 12.7%, 調剤 5.6%) の引上げ,及び薬価基準 5.8% (医療費ベース 2.0%) の引下げ。
- 昭和56年 6月 診療報酬点数表の改訂により医療費 8.1% (一般診療 8.4%, 歯科診療 5.9%, 調剤 3.8%) の引上げ,及び薬価基準 18.6% (医療費ベース 6.1%) の引下げ。
- 昭和58年 1月 薬価基準 4.9% (医療費ベース 1.5%) の引下げ。
  - 2月 診療報酬点数表の改訂により医療費 0.29%の引上げ。(老人保健診療報酬設定に伴う 一般診療分の微調整)
- 昭和59年 3月 診療報酬点数表の改訂により医療費 2.8% (一般診療 3.0%, 歯科診療 1.1%, 調剤 1.0%) の引上げ,及び薬価基準 16.6% (医療費ベース 5.1%) の引下げ。
- 昭和60年 3月 診療報酬点数表の改訂により医療費 3.3% (一般診療 3.5%, 歯科診療 2.5%, 調剤 0.2%)の引上げ,及び薬価基準 6.0% (医療費ベース 1.9%)の引下げ,材料価格 0.2% の引下げ。
- 昭和61年 4月 診療報酬点数表の改訂により医療費 2.3% (一般診療 2.5%, 歯科診療 1.5%, 調剤 0.3%) の引上げ,及び薬価基準 5.1% (医療費ベース 1.9%) の引下げ,歯科材料価格 0.1%の引下げ。
- 昭和63年 4月 診療報酬点数表の改訂により医療費 3.4% (一般診療 3.8%, 調剤 1.7%) の引上げ, 及び薬価基準 10.2% (医療費 2.9%) の引下げ。
  - 6月 診療報酬点数表の改訂により歯科診療 0.1%の引上げ。
- 平成 元年 4月 診療報酬点数表の改訂により医療費 0.11% (一般診療 0.8%, 歯科診療 0.32%, 調剤 1.5%) の引上げ、及び薬価基準 2.4% (医療費ベース 0.65%) の引上げ。
- 平成 2年 4月 診療報酬点数表の改訂により医療費 3.7% (一般診療 4.0%, 歯科診療 1.4%, 調剤 1.9%) の引上げ,及び薬価基準 9.2% (医療費ベース 2.75%) の引上げ。
- 平成 4年 4月 診療報酬点数表の改訂により医療費 5.0% (一般診療 5.0%) の引上げ,及び薬価基準 8.1% (医療費ベース 2.4%) の引下げ,材料費等 0.1%の引下げ。

- 平成 6年 4月 診療報酬点数表の改訂により医療費 3.3%の引上げ,及び薬価基準 2.1% (医療費ベース 1.2%) の引下げ。
  - 10月 診療報酬点数表の改訂により医療費 1.5%の引上げ。(平年度ベース 1.95%引上げ)
- 平成 8年 4月 診療報酬点数表の改訂により医療費 3.4%の引上げ,及び薬価基準 6.8% (医療費ベース 2.6%) の引下げ。
- 平成 9年 4月 診療報酬点数表の改訂により医療費 0.38% (消費税 0.77%, 診療報酬の合理化 0.93% の引上げ及び薬価基準 1.32%の引下げ) の引上げ。
- 平成10年 4月 診療報酬点数表の改訂により医療費 1.5% (一般診療 1.5%, 歯科診療 1.5%, 調剤 0.7%) の引上げ,及び薬価基準 9.7% (医療費ベース 2.7%) の引下げ,材料価格 0.1% の引下げ。
- 平成12年 4月 診療報酬点数表の改訂により医療費 1.9% (一般診療 2.0%, 歯科診療 2.0%, 調剤 0.8%) の引上げ,及び薬価基準 7.0% (医療費ベース 1.7%) の引下げ。
- 平成14年 4月 診療報酬点数表の改訂により医療費 1.3% (一般診療 1.3%, 歯科診療 1.3%, 調剤 1.3%)の引下げ,薬価基準 6.2% (医療費ベース 1.3%)の引下げ,及び医療材料で 0.1% の引下げ。
- 平成16年 4月 診療報酬点数表の改訂により薬価基準 4.2% (医療費ベース 0.9%) の引下げ,及び 医療材料で 0.1%の引下げ。
- 平成18年 4月 診療報酬点数表の改訂により医療費 1.4% (一般診療 1.5%, 歯科診療 1.5%, 歯利診療 0.6%) の引下げ、薬価基準 6.7% (医療費ベース 1.6%) の引下げ、及び医療材料で0.2%の引下げ。
- 平成20年 4月 診療報酬点数表の改訂により医療費 0.38% (一般診療 0.42%, 歯科診療 0.42%, 調剤 0.17%) の引上げ,薬価基準 1.1% (薬価ベース 5.2%) の引下げ,及び医療材料で 0.1%の引下げ。
- 平成22年 4月 診療報酬点数表の改訂により医療費 1.55% (一般診療1.74%, 歯科診療2.09%, 調剤0.52%)の引上げ,薬価基準1.23% (薬価ベース5.75%)の引下げ,及び医療材料で0.13%の引下げ。
- 平成24年 4月 診療報酬点数表の改訂により医療費 1.38%(一般診療1.55%, 歯科診療1.70%, 調剤0.46%)の引上げ,薬価基準1.26%(薬価ベース6.00%)の引下げ,及び医療材料で0.12%の引下げ。
- 平成26年 4月 診療報酬点数表の改訂により医療費 0.73%(一般診療0.82%, 歯科診療0.99%, 調剤0.22%)の引上げ,薬価基準0.58%(薬価ベース2.65%)の引下げ,及び医療材料で0.05%の引下げ。
- 平成28年 4月 診療報酬点数表の改訂により医療費 0.49%(一般診療0.56%, 歯科診療0.61%, 調剤0.17%)の引上げ,薬価基準1.22%(薬価ベース5.57%)の引下げ,及び医療材料で0.11%の引下げ。
- 平成30年 4月 診療報酬点数表の改訂により医療費 0.55% (一般診療0.63%, 歯科診療0.69%, 調剤0.19%)の引上げ,薬価基準1.65% (薬価ベース7.48%)の引下げ,及び医療材料で0.09%の引下げ。
- 平成31年 4月 診療報酬点数表の改訂により医療費 0.41%(一般診療0.48%, 歯科診療0.57%, 調剤0.12%)の引上げ,薬価基準0.51%(薬価ベース2.40%)の引下げ,及び医療材料で0.03%の引上げ。
- 令和 2年 4月 診療報酬点数表の改訂により医療費 0.47% (一般診療 0.53%, 歯科診療 0.59%, 調剤 0.16%) の引上げ,薬価基準 0.99% (薬価ベース 4.38%) の引下げ,及び医療材料で 0.02%の引下げ。

# こくほはこだて

(令和2年度(2020年度)版)

令和2年9月発行

編集·発行 函館市市民部国保年金課 函館市東雲町4番13号 電話 (0138)21-3147